

令和5年 第2回定例会

新地町議会会議録

令和5年6月9日 開会

令和5年6月13日 閉会

新地町議会

令和5年第2回新地町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (6月9日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のための議場出席者	4
開 会	5
表彰状伝達	5
開 議	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
陳情の報告	8
常任委員会所管事務調査の報告	8
議案等の報告上程	8
提案者の説明	9
散 会	15
第 2 号 (6月12日)	
議事日程	17
出席議員	18
欠席議員	18
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	18
職務のための議場出席者	18
開 議	19
一般質問	19
2番 寺島博文議員	19

7番	寺島浩文議員	27
10番	井上和文議員	40
6番	吉田博議員	53
散会		62

第 3 号 (6月13日)

議事日程	65
出席議員	66
欠席議員	66
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	66
職務のための議場出席者	66
開議	67
議事日程の報告	67
報告第1号の専決処分報告	67
議案第41号の質疑、討論、採決	67
議案第42号の質疑、討論、採決	67
議案第43号の質疑、討論、採決	68
議案第44号の質疑、討論、採決	68
議案第45号の質疑、討論、採決	69
議案第46号の質疑、討論、採決	69
議案第47号の質疑、討論、採決	70
議案第48号の質疑、討論、採決	70
議案第49号の質疑、討論、採決	71
議案第50号の質疑、討論、採決	72
議案第51号の質疑、討論、採決	74
議案第52号の質疑、討論、採決	74
議案第53号の質疑、討論、採決	75
閉会中の継続審査の申し出	75
閉会中の所管事務等調査の申し出	76
町長の挨拶	76
閉会	76

新地町告示第13号

令和5年第2回新地町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年5月22日

新地町長 大 堀 武

1 期 日 令和5年6月9日

2 場 所 新地町議会議事堂

○ 応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	藤田	修	議員	2番	寺島	博文	議員
3番	齋藤	充明	議員	4番	水戸	洋一	議員
5番	八巻	秀行	議員	6番	吉田	博	議員
7番	寺島	浩文	議員	8番	目黒	静雄	議員
9番	菊地	正文	議員	10番	井上	和文	議員
11番	三宅	信幸	議員	12番	遠藤	満	議員

不応招議員（なし）

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和5年第2回新地町議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年6月9日（金曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 陳情の報告
- 第 5 常任委員会所管事務調査の報告
- 第 6 議案等の報告上程
- 第 7 提案者の説明

出席議員（12名）

1番	藤田	修	議員	2番	寺島	博文	議員
3番	齋藤	充明	議員	4番	水戸	洋一	議員
5番	八巻	秀行	議員	6番	吉田	博	議員
7番	寺島	浩文	議員	8番	目黒	静雄	議員
9番	菊地	正文	議員	10番	井上	和文	議員
11番	三宅	信幸	議員	12番	遠藤	満	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大堀	武
副町長	岡崎	利光
教育長	佐々木	孝司
総務課長兼 会計管理 者	齋藤	高史
企画振興課長	小野	和彦
税務課長	中津川	秀樹
町民課長	大堀	勝文
健康福祉課長	佐藤	茂文
建設課長	小野	好生
都市計画課長	加藤	伸二
教育総務課長	木幡	邦枝

職務のための議場出席者

事務局長	佐藤	武志
書記	千葉	奈菜
書記	齋藤	愛斗

午前10時00分 開会

◎開会の宣告

- 遠藤 満議長 ただいまから令和5年第2回新地町議会定例会を開会いたします。
なお、農林水産課長より本定例会の欠席届がありましたので、ご報告いたします。

◎表彰状伝達

- 遠藤 満議長 議事日程に先立ちまして、福島県町村議会議長会の表彰規程によります自治功労者の表彰の伝達を行います。

表彰伝達式は、佐藤武志事務局長に進行させます。

- 佐藤武志事務局長 皆さん、おはようございます。

議事日程に先立ちまして、6月5日開催の福島県町村議会議長会定期総会におきまして、議会議員として11年以上在籍の遠藤満議長並びに三宅信幸副議長並びに議席番号7番、寺島浩文議員並びに吉田博議員並びに八巻秀行議員の5名の議員の皆様が自治功労者として表彰を受けられました。誠にありがとうございます。

これより表彰の伝達を行います。5名の皆様は、演壇前までお進み願います。

議長が受賞者となっておりますので、副議長より表彰の伝達をお願いしたいと存じます。三宅副議長は、表彰者側にお進み願います。

遠藤満議長は、一步前にお進み願います。

- 三宅信幸副議長

表 彰 状

遠 藤 満 殿

あなたは多年議会議員として郷土の発展に尽瘁し、地方自治の振興発展に貢献されました功績はまことに顕著であります。よってここにこれを表彰します。

令和5年6月5日

福島県町村議会議長会長 古 川 文 雄

- 佐藤武志事務局長 続きまして、副議長が受賞者となりますので、議長は表彰者側にお進み願います。

三宅信幸副議長は、一步前にお進み願います。

- 遠藤 満議長

表 彰 状

三 宅 信 幸 殿

あなたは多年議会議員として郷土の発展に尽瘁し、地方自治の振興発展に貢献されました功績はまことに顕著であります。よってここにこれを表彰します。

令和5年6月定例会

令和5年6月5日

福島県町村議会議長会長 古川文雄

○佐藤武志事務局長 続きまして、寺島浩文議員、一步前にお進み願います。

○遠藤 満議長

表彰状

寺島浩文殿

あなたは多年議会議員として郷土の発展に尽瘁し、地方自治の振興発展に貢献されました功績はまことに顕著であります。よってここにこれを表彰します。

令和5年6月5日

福島県町村議会議長会長 古川文雄

○佐藤武志事務局長 続きまして、吉田博議員、一步前にお進み願います。

○遠藤 満議長

表彰状

吉田博殿

あなたは多年議会議員として郷土の発展に尽瘁し、地方自治の振興発展に貢献されました功績はまことに顕著であります。よってここにこれを表彰します。

令和5年6月5日

福島県町村議会議長会長 古川文雄

○佐藤武志事務局長 続きまして、八巻秀行議員、一步前にお進み願います。

○遠藤 満議長

表彰状

八巻秀行殿

あなたは多年議会議員として郷土の発展に尽瘁し、地方自治の振興発展に貢献されました功績はまことに顕著であります。よってここにこれを表彰します。

令和5年6月5日

福島県町村議会議長会長 古川文雄

○佐藤武志事務局長 おめでとうございます。お席にお戻りください。

受賞されました5名の議員の皆様におかれましては、改めて心から敬意を表するとともにお祝いを申し上げます。

以上で福島県町村議会議長会表彰の伝達を終わらせていただきます。

○遠藤 満議長 次に、本年4月1日付で課長職の人事異動がありました。副町長に報告を求めます。岡崎利光副町長。

- 岡崎利光副町長 それでは私から、令和5年度の人事異動以降初めての議会になりますので、異動しました課長の紹介をいたします。
- 初めに、齋藤高史総務課長です。
- 齋藤高史総務課長兼会計管理者 総務課長の齋藤高史です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 岡崎利光副町長 続きまして、中津川秀樹税務課長です。
- 中津川秀樹税務課長 税務課長を拝命いたしました中津川秀樹です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 岡崎利光副町長 続きまして、佐藤茂文健康福祉課長です。
- 佐藤茂文健康福祉課長 健康福祉課長を拝命しました佐藤茂文です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 岡崎利光副町長 以上で課長職の異動の報告を閉じます。よろしくお願いいたします。
- 遠藤 満議長 ありがとうございます。

◎開議の宣告

- 遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。
- ただいま出席している議員は12名であります。

◎議事日程の報告

- 遠藤 満議長 次に、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

- 遠藤 満議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、

1番 藤田 修 議員及び

2番 寺島博文 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

- 遠藤 満議長 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会で慎重に審査の結果、本日から6月13日までの5日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から6月13日までの5日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 遠藤 満議長 日程第3、諸般の報告については事務局長から報告させます。

佐藤武志事務局長。

- 佐藤武志事務局長 ご報告申し上げます。

議会閉会中の動向につきましては、諸般の報告その2として、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、監査の結果の受理であります。一般会計及び特別会計の例月出納検査が令和4年度2月分、3月分、4月分及び令和5年度4月分について審査結果の提出がありましたので、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、町長より提出されました議案等の受理であります。報告第1号及び議案第41号から議案第53号までの14件が提出されております。

また、令和4年度繰越明許費繰越計算書の報告及び令和4年度事故繰越繰越計算書の報告が提出されておりますので、お手元に配付をいたしております。

次に、一般質問の通告の受理であります。議席番号2番、寺島博文議員をはじめ、4名の議員から11件の通告がありましたので、これらは執行機関に送付をいたしております。

以上であります。

◎陳情の報告

- 遠藤 満議長 日程第4、陳情の報告を行います。

今期定例会までに受理した陳情は2件で、陳情第4号 国に対し適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書及び陳情第5号 全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情については、郵送のため印刷してお手元に配付しております。

◎常任委員会所管事務調査の報告

- 遠藤 満議長 日程第5、常任委員会所管事務調査の報告については、総務文教、産業厚生各常任委員会委員長から、所管事務調査の報告書が提出されておりますので、それぞれ印刷してお手元に配付しております。
-

◎議案等の報告上程

- 遠藤 満議長 日程第6、議案等の報告上程については、町長から提出された報告第1号及び議案第41号から議案第53号までの14件を上程します。

◎提案者の説明

○遠藤 満議長 日程第7、町長に提案理由の説明を求めます。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 皆さん、おはようございます。本日ここに、令和5年第2回新地町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、お忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、ただいま表彰されました遠藤満議長ほか4名の議員の皆様におかれましては、日頃の議員活動の成果のたまものと思っております。誠におめでとうございます。これからもぜひ健康にご留意され、議員活動にご尽力されますことをお願いをしたいと思います。

初めに、新型コロナウイルス感染症については、5月8日より感染症法上の位置づけが2類相当から5類に変更になったことから、新地町新型コロナウイルス感染症対策本部会議も同日をもって解散いたしました。この間、5回にわたる新型コロナウイルスワクチン接種事業をはじめ、各種、予防・啓発に取り組んでまいりましたが、町内の累計感染者数は、おおよそ1,000名を超えるものと見ております。また、これまで、基本的な感染症対策を町民の皆様求めてまいりましたが、今後の感染症対策は個人の判断に委ねられ、感染症法上の位置づけが変わっても、新型コロナウイルス感染症の特性が変わる訳ではありませんので、今後も感染状況に注意し国、県の動向を注視していくとともに、町民の皆様には、引き続き感染症予防対策に努めていただき、「うつらない」「うつさない」の行動を心がけていただくようお願いいたします。

さて、本定例会には、別添附議事件でお示しいたしましたとおり、新地町税条例の一部を改正する条例についてなど、14件の議案等についてご提案しております。

議案の説明に先立ち行政の報告を申し上げます。

初めに、総務課関係について申し上げます。

東日本大震災から12年が経過した中で、復興関連事業において、専門技術を有する職員の派遣について、引き続き、神奈川県から1名、福島県から1名の計2名の派遣職員の支援を受け、関係課に配属いたしました。

消防関係では、4月3日に新たに就任した岡崎仁一団長に辞令を交付し、4月5日には、副団長以下21名の新幹部団員と、7名の新入団員に団長より辞令を交付いたしました。

4月16日には、岡崎仁一消防団長以下、消防団員約190名による「新地町消防団春季点検」を、新地小学校体育館において実施いたしました。なお、点検に先立ち、4年ぶりに新地町地区の街頭での分列行進を行ったところであり、消防団が地域の防災強化と、災害時の備えや安全確保を誓ったところでもあります。

次に、企画振興課関係について申し上げます。

これまで新地町商工会が事業主体となり運行しておりました「新地町のりあいタクシーしんちゃんGO」は、これまでの運行を見直し、令和6年度の新制度による事業開始に向けて、必要となる手続などを進めてまいります。

4月19日に第1回遊海しんち実行委員会を開催し、今年度は8月5日に釣師浜海水浴場・釣師浜漁港周辺を会場に開催することを決定いたしました。

また、今夏の釣師浜海水浴場の開設期間につきましては、7月20日から8月20日を予定し準備を進めているところであります。

令和4年3月に発生した福島県沖地震により休園しておりました新地町海釣り公園は、復旧工事が完了し、4月22日に再オープンいたしました。オープンして間もないゴールデンウイーク期間中は、多くの来園者があり、釣果については、ヒラマサやクロダイなどの大物が上がっており、福島県中通りや仙台・山形方面からの来園者が多く、交流人口の拡大につながっております。

次に、税務課関係について申し上げます。

令和5年度の賦課徴収業務としまして、4月に固定資産税、5月に軽自動車税及び町県民税の特別徴収分の納付書等の発付をしており、6月15日には、町県民税の普通徴収分も発付予定となっております。

また、相馬税務署と連携し、税金の仕組みや納税の意義について学習していただくため、6年生を対象とした租税教室を5月16日に駒ヶ嶺小学校で、同17日には新地小学校、福田小学校で実施いたしました。

次に、町民課関係について申し上げます。

4月4日に各保育所で入所式を行いました。新地保育所142名、駒ヶ嶺保育所77名、福田保育所51名で合計270名の児童が入所いたしました。

放課後児童クラブにおいては、新地小学校児童66名、駒ヶ嶺小学校児童62名、福田小学校児童28名で合計156名の登録を行いました。

新型コロナウイルス感染症の位置づけは、2類相当から5類感染症に移行しましたが、引き続き感染予防に留意し、留守家庭児童の受入れを行ってまいります。

次に、4月6日から12日まで新入学児童・園児の交通事故防止運動を、5月11日から20日までは春の全国交通安全運動を各種団体の協力をいただきながら「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本に展開し、交通事故防止の啓発活動に努めました。

令和4年3月の福島県沖地震による災害廃棄物処理事業では、被災家屋の解体事業は、本年3月20日で全ての工事発注が終わりました。新地駅東仮置場の原状回復を含め、令和5年内の完了を目指してまいります。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

新型コロナワクチン接種については、春開始ワクチン接種として、対象者を65歳以上の方と、12歳以上65歳未満の基礎疾患をお持ちの方に対し、5月に意向調査を行っております。医療機関、医療従事者の協力をいただき、6月21日から7月1日までの間で、保健センターと農村環境改善センターを会場に、集団接種の実施を予定しております。秋開始ワクチン接種では、5歳以上の全ての方を対象に集団接種を予定しております。

また、6月1日から9日までの8日間にわたり、保健センターを会場に総合検診を行っております。検査結果については速やかに通知を行い、要精検と判定された方々に、精密検査の早期受診と早期治療を勧奨するとともに、生活習慣の改善が必要な方の事後指導を行ってまいります。10月上旬には、社会保険の被扶養者の方々を対象に、総合検診を実施する予定であります。

さらに、5月には国の令和4年度予備費を活用した食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯の生活支援を行うとした子育て世帯生活支援特別給付金事業を実施いたしました。

次に、農林水産課関係について申し上げます。

今年度も食の安全・安心及び風評被害対策として、自家消費農林水産物の放射性物質検査を実施しております。タラの芽、コシアブラ、キノコなど野生の山菜等につきましても、出荷制限となっているものもありますので、引き続き検査の実施と広報紙等による検査結果の公表を行ってまいります。

農作物等鳥獣被害対策では、有害鳥獣捕獲隊による捕獲活動と電気柵等補助など、有害鳥獣対策を継続して実施しております。

令和4年3月に発生した福島県沖地震による農業用施設等の災害復旧につきましては、令和5年度の作付に支障のないように復旧を進めてまいります。

また、今年の水稲作付につきましては、655ヘクタールで、そのうち主食用米作付は約376ヘクタール、飼料用米は約235ヘクタール、備蓄米が約54ヘクタールとなっております。

次に、建設課関係について申し上げます。

釣師防災緑地公園では大型連休中に、14回目となる釣師潮風フェスが開催され、天候にも恵まれ4,000人を超える来園者がありました。イベントには新たにキッチンカーが出店するなど、イベントの充実も図られてきております。

公園内に整備いたしましたドッグランは、4月29日、30日の両日、オープン記念として無料開放を行ったところ多くの皆様のご利用がありました。

今後もより多くの皆様にご利用いただけるよう引き続き適正な維持管理に努めてまいります。

次に、都市計画課関係について申し上げます。

都市計画事業に関しましては、建築確認関係で、事前調査等が13件ありました。また、新地駅前駐輪場において、放置自転車が多数確認されましたので、今後、撤去に向け準備を進めてまいります。

す。

住宅事業に関しましては、4月20日に町営住宅の入居者募集をしたところ、5件の応募があり、6月1日に町営住宅選考委員会を開催したところであります。移住定住関係に関しましては、「福田定住分譲地建築支援補助申請」が3件、「住宅取得支援補助申請」が3件ありました。

下水道事業に関しましては、円滑に災害復旧工事を進めるため、災害復旧工事施工監理業務を発注したところであります。

次に、教育総務課関係について申し上げます。

4月6日の小学校入学式では、福田小学校8名、新地小学校31名、駒ヶ嶺小学校23名、合計62名の新入学児童を、尚英中学校入学式では75名の新入学生徒を迎え、昨年度に引き続き、基本的な新型コロナウイルス感染症対策を講じながら執り行いました。

5月13日の運動会は、各小学校で新型コロナウイルス感染症が第2類相当から第5類に移行後の行事となり、マスクの着用や人数制限等を求めない形で保護者や地域の方々が見守る中、盛大に行われました。

5月11日には、第66回福島県中学校体育大会陸上競技大会相双地区予選会が雲雀ヶ原陸上競技場で開催され、100メートル走等9種目で第1位になるなど好成績を収めたところであり、17種目で県大会の出場権を獲得いたしました。また、5月31日には町陸上競技場において、小学校6年生による第61回相馬・新地地区小学校体育大会が行われました。

生涯学習関係につきましては、令和5年度の公民館各種教室が5月10日に開講したズンバ教室を皮切りに全18教室が開校し、約210名の方々が受講しております。

スポーツ関係では、4月27日に新型コロナウイルス感染症対策を講じてから、4年ぶりとなる令和5年度新地町スポーツ少年団結団式が、町内9つのスポーツ少年団と各関係者が集い開催されました。式では、昨年度優秀な成績を収めた2名の選手の表彰も併せて行いました。

新地町スポーツ協会に加盟している13団体では、会員募集を行っている中で、5月17日には新地町パークゴルフ協会による町長杯を催すなど、各団体の活動が開始されました。

また、5月28日には、スポーツ推進委員会主催による自然体験ハイキングを宮城県加美町の荒沢湿原で実施しました。時折小雨が降る中、町民21名が参加し、豊かな森の自然を満喫したところであります。

図書館につきましては、「こどもの読書週間」に合わせて4月15日から5月28日まで、町内の各保育所や各学校と連携して「本を読んでビンゴにチャレンジ」などの読書推進事業を行いました。

続きまして、本日提案いたしました議案等についてご説明申し上げます。

初めに、報告第1号 専決処分の報告につきましては、田村広域行政組合が令和5年3月31日に解散したことに伴い、福島県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させること及び規定の整備を行うため、地方自治法第286条第1項の規定により協議があり、同法第180条第1項の規定に基づ

き専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

次に、議案第41号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、新地町税条例の一部を改正する条例を施行するに当たり、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第42号 専決処分の承認を求めることにつきましては、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る経費、国の物価高騰対策事業及び新地町公共下水道事業特別会計への繰り出しとして、歳入歳出それぞれ6,600万円を追加し、歳入歳出それぞれ56億4,300万円とする、令和5年度新地町一般会計補正予算（第1号）は、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第43号 専決処分の承認を求めることにつきましては、国庫補助金の返還及び災害復旧事業として、歳入歳出それぞれ2,924万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億9,024万7,000円とする、令和5年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第44号 新地町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の公布に伴い、新地町税条例につきましても、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第45号 新地町税特別措置条例の一部を改正する条例につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令並びに原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第46号 新地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、令和5年度の賦課決定に当たり、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行により、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第47号 新地町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例及び、議案第48号 新地町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税及び介護保険料の減免の特例措置の対象となる納期限を延長するため、それぞれの条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第49号 菅ノ沢ため池災害復旧工事請負変更契約につきましては、産業廃棄物処分量等の設計変更により、請負金額の減額変更をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第50号 令和5年度新地町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億400万円を追加し、歳入歳出それぞれ、57億4,700万円とするものです。

歳入補正の主なものは、震災復興特別交付税などの地方交付税で802万8,000円、福島再生加速化交付金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、ブルーツーリズム推進支援事業補助金などの国庫支出金で6,278万円、令和4年度からの繰越金で3,299万2,000円、雑入などの諸収入で20万円をそれぞれ増額しております。

歳出補正の主なものでは、総務費は、エネルギーセンター修繕費として1,374万4,000円、難視聴区域の地上デジタル共聴ケーブル移設工事費で373万1,000円をそれぞれ増額。民生費は、過年度分の子育て世帯生活支援特別給付金の歳入返還金で1,089万8,000円、障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定業務委託料で270万6,000円をそれぞれ増額。衛生費は、物価高騰に伴う低所得者世帯支援事業で1,920万円、物価高騰に伴う低所得者世帯支援事業を実施するためのシステム改修費150万円をそれぞれ増額。農林水産業費は、農業集落排水事業特別会計繰出金で820万円、漁具倉庫増築に伴う設計費で278万円をそれぞれ増額。商工費は、海釣り公園工事請負費で300万円の増額。土木費は、道路改良工事費から測量調査設計費へ2,800万円の組替え。都市計画基礎調査業務委託費で596万1,000円、公共下水道事業特別会計繰出金で475万円の増額。教育費は、アートイベント委託費で2,037万2,000円を増額しております。

次に、議案第51号 令和5年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ186万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8億3,683万9,000円とするものです。

歳入補正の主なものは、国民健康保険税で2,634万5,000円を減額し、国保基金繰入金で248万4,000円、前年度繰越金で2,200万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出補正の主なものは、事業費納付金の負担金として介護納付金分で44万2,000円を増額し、一般被保険者医療給付費分で199万5,000円、一般被保険者後期高齢者支援金等分で30万8,000円をそれぞれ減額しております。

なお、本補正予算は、国民健康保険事業の運営に関する協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第52号 令和5年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出をそれぞれ475万円を追加し、歳入歳出をそれぞれ2億9,499万7,000円とするものであります。

歳入補正としましては、一般会計からの繰入金で475万円を増額し、歳出補正では、災害復旧工

事として同額475万円を増額するものであります。

次に、議案第53号 令和5年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出をそれぞれ、820万円を追加し、歳入歳出をそれぞれ、6,720万円とするものであります。

歳入補正としましては、一般会計からの繰入金で820万円を増額し、歳出補正では、下水道管渠の修繕費として同額820万円を増額するものであります。

以上、提出いたしました議案について、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○遠藤 満議長 提案理由の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午前10時46分 散 会

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和5年第2回新地町議会定例会

議事日程（第2号）

令和5年6月12日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

2番 寺島博文 議員

1. 福祉行政について
2. 教育行政について
3. 観光行政について

7番 寺島浩文 議員

1. しんち魅力体感・発信事業について
2. 移住・定住施策の強化を
3. 高齢者に寄り添ったデジタルディバイド対策を
4. 認知症対策を

10番 井上和文 議員

1. 今後の農業展望について
2. 物価高対策について

6番 吉田博 議員

1. 学校給食無償化の是非について
1. 8050問題の現状と対策について

出席議員（12名）

1番	藤田	修	議員	2番	寺島	博文	議員
3番	齋藤	充明	議員	4番	水戸	洋一	議員
5番	八巻	秀行	議員	6番	吉田	博	議員
7番	寺島	浩文	議員	8番	目黒	静雄	議員
9番	菊地	正文	議員	10番	井上	和文	議員
11番	三宅	信幸	議員	12番	遠藤	満	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大堀	武
副町長	岡崎	利光
教育長	佐々木	孝司
総務課長兼 会計管理 者	齋藤	高史
企画振興課長	小野	和彦
税務課長	中津川	秀樹
町民課長	大堀	勝文
健康福祉課長	佐藤	茂文
建設課長	小野	好生
都市計画課長	加藤	伸二
教育総務課長	木幡	邦枝

職務のための議場出席者

事務局長	佐藤	武志
書記	千葉	奈菜
書記	齋藤	愛斗

午前10時00分 開 議

◎開議の宣告

- 遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名であります。
-

◎一般質問

- 遠藤 満議長 日程第1、一般質問を行います。
通告順に発言を許します。
2番、寺島博文議員。

[2番 寺島博文議員登壇] (拍手)

- 2番寺島博文議員 おはようございます。受付順位1位、議席番号2番、寺島博文でございます。それでは、さきに通告しております3件、6点について順次質問してまいります。よろしくお願いいたします。

福祉行政についての1件目は、ひとり暮らし高齢者給食サービス事業の実態について伺うであります。ひとり暮らし高齢者給食サービス事業は、平成元年6月からスタートしました。このサービス事業の主旨は、バランスの取れた食事の提供と触れ合いが目的です。町内に住む65歳以上の高齢者で独り暮らしの方にお声かけをし、給食を希望される方に年10回、1回100円で提供を始めました。当時は30人程度が対象になっていました。年々独り暮らしの高齢者が増えるとともに、給食サービスを希望する方も増えてきました。平成27年と令和4年にひとり暮らし高齢者給食実施要綱の一部改定がなされましたが、現在の給食サービス事業の実態についてお伺いいたします。

2点目、町は令和5年度一般会計予算で高齢者見守り事業を計画している。ひとり暮らし高齢者給食サービス事業について、内容を見直すべきでないか伺うであります。少子高齢化や核家族化が進んできているため、地域や社会から孤立した状態の高齢者、支援が必要な独り暮らしの高齢者が増えてきております。住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、支援することが今求められております。ひとり暮らし高齢者給食サービス事業は、すばらしい事業だと思います。町長公約にひとり暮らし高齢者配食サービスの充実がうたわれております。そして、町は令和5年度、高齢者見守り事業を計画しています。その事業の考え方の中で、ひとり暮らし高齢者給食サービス事業の見直しをすべきでないかお伺いいたします。

2件目、中学校通学の安全確保について。1点目、中学生の通学について、通学における生徒の事故防止、安全確保のため、スクールバスを運行すべきでないか伺うであります。近年では、学校以外にも塾などの習い事に通う生徒が増えてきています。遅い時間に帰宅することも少なくはありません。登下校中、交通事故や事件に巻き込まれないか、様々な心配をして保護者は送迎しているのだと思います。送迎は過保護だとか自立ができない、甘えにつながるなどの批判もあります。し

かし、家庭の事情も考慮し、そして何よりも通学児童の安全確保並びに保護者の負担軽減のため、スクールバスの運行を考慮すべきだと思います。お伺いいたします。

2点目、相馬総合高校新地校舎の生徒は、通学にしんちゃんGOが利用されているが、令和5年度で終了となる。中学生の通学にも拡大し、しんちゃんGOの利活用を図るべきでないか伺うであります。のりあいタクシーしんちゃんGOは、路線バスに代わる新たな交通システムとして平成16年10月から運行が始まりました。乗合方式と路線バス方式の2種類で運行しております。相馬から新地高校へ通学されている生徒は、路線バス方式を利用し通学しています。しかし、新地高校は相馬総合高校に統合になるため、しんちゃんGOの利用が今年度で終了となります。当初、しんちゃんGO利用上の注意として5項目ある中に、保育所への通所利用は安全面などからご家族などの同伴乗車の場合に限り利用できる。また、小中学校への通学利用については、徒歩、自転車通学を基本にしているので、通学利用は制限していますとありますが、中学生の通学利用にも拡大し、しんちゃんGOの利活用を図るべきだと思います。お伺いいたします。

3件目、鹿狼山の麓にあるふれあいとやすらぎの森の環境整備について。3月の一般質問での答弁では、間伐や下草刈りなどの森林整備を実施しており、自然環境に配慮した管理をしているとありました。しかし、その環境整備状況が見えない。具体的な環境整備の時期や草刈りの回数についてお伺いいたします。

1点目、今年3月の春先まではとても見通しがよかったと思います。しかし、今現在では歩くのも大変な状態になっております。さらには蜂に刺される心配もあります。自然環境を守るには、人間が適切に維持管理する必要があると思います。管理放棄によりやぶが増え、野生動物が侵入しやすくなるのではないのでしょうか。具体的な環境整備の時期や草刈りの回数についてお伺いいたします。

2点目は、駐車場に引かれている白線はほとんど消えて見えない。また、案内表示看板が設置されていない状況にある。設置すべきでないか伺うであります。ふれあいとやすらぎの森は、春は桜、秋には紅葉など、季節ごとの木々を眺めながら、気軽に森林散策や森林浴が楽しめる広場とあります。口コミで耳にした観光客は、地図などを頼りに観光スポットを訪れます。案内表示看板が設置されていれば一目で分かり、迷う心配はありません。さらに、駐車場の区画白線は、経年劣化により消えて見えない状態にあります。駐車場でのトラブルが発生しかねません。早急に駐車場の白線整備及び案内表示看板を設置すべきだと思います。お伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 2番、寺島博文議員の質問にお答えをいたします。

初めに、福祉行政について、ひとり暮らし高齢者給食サービス事業についての1点目、ひとり暮

らし高齢者給食サービス事業の実態について伺うについてですが、現在町内で実施しているひとり暮らし高齢者給食サービスは、新地町社会福祉協議会が実施しております。事業の内容として、対象者は70歳以上の高齢者独り暮らしで高齢者福祉票が提出されている方、かつ要介護認定者、または要支援認定者である方になっております。給食は月3回、水曜日に実施しており、利用者負担として1回100円となっています。令和5年4月1日現在でこのサービスを申し込んでいる方は80名になります。

次に、2点目、令和5年度予算で高齢者見守り事業を計画している。ひとり暮らし高齢者給食サービス事業について見直すべきでないか伺うについてですが、令和5年度当初予算に高齢者見守り事業として600万円を計上しております。これは、町と地区が連携し在宅の高齢者宅を訪問し、高齢者が安心して住み慣れた地域で自立した生活ができるよう支援を行うもので、具体的な方法は今検討しているところですが、各地区の役員や地区自主防災組織を活用した高齢者の見守りをしていただきたいと考えております。なお、ひとり暮らし高齢者給食サービス事業は新地町社会福祉協議会で行っている事業であり、町としての高齢者見守り事業は定期的の高齢者宅を訪問し、見守りと安否確認を行うことを目的としておりますことをご理解願いたいと思います。

2点目、教育行政についての1点目、中学生の通学について、通学における生徒の事故防止、安全確保のため、スクールバスを運行すべきでないか伺うについてお答えします。令和3年6月、千葉県八街市で発生した飲酒運転によるトラックが下校中の小学生の列に突っ込み、児童5人が死傷するという痛ましい事故がありました。この事故を受け、文部科学省をはじめとする関係省庁が連携を図り、全国全ての公立小学校の通学路について緊急安全点検を行うよう、同年7月に通知が発出されました。本町では、児童生徒の事故防止、安全確保の観点から、平成27年度に既に新地町通学路安全推進会議を立ち上げており、毎年定期的に合同点検を実施してまいりましたが、この八街市の事故を踏まえ、改めて新地町通学路安全推進会議として、町内小中学校通学路の緊急安全点検を行い、軽微な箇所も含め、45箇所の危険箇所を確認したところであります。これを受けて、令和3年度には11箇所、令和4年度には10箇所を整備し、それ以外の国県道については要望を行うなどして、ガードパイプや歩車道境界ブロック、歩道設置等が行われ、通学路の整備促進に努めております。

さて、お尋ねのスクールバス導入については、地域によって課題は様々ですが、スクールバスを導入している自治体は、学校の統廃合等で学区が急拡大した地域や、僻地地区により遠距離通学での導入が多いようであります。スクールバス導入の一つの目安として通学距離が挙げられますが、国が示す通学距離については義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条に、通学距離が中学校にあっては6キロメートル以内であることと記されております。町の中学生の通学距離について調べてみますと、福田地区からの通学で最も遠距離の生徒は4.9キロメートル、新地地区は3.5キロメートル、駒ヶ嶺地区は4.5キロメートルで、全ての生徒が6キロメートル以内

となっております。また、平成31年度の文科省によるスクールバス通学が小中学生の生活、健康・体力、学習に及ぼす影響への調査によれば、バス通学になると登下校の危険は少なくなる一方、部活動や放課後の教育活動が行いにくくなること、徒歩の減少が身体的活動量の低下を招き、生活習慣病の遠因となることなど、学校での教育活動内容を見直す必要があるなどの課題が出てきております。震災以降、全国の中でも福島県は複数の学年で肥満傾向児の出現率が一番高い結果となりました。その中でも新地町の子どもたちの肥満傾向児の出現率は、複数の学年で県平均を大幅に超えるなど極めて厳しい状況でしたが、関係者の方々の協力により運動や食事に配慮していただき、改善に向かっておりました。しかし、ここ数年の地震やコロナ禍の影響で、昨年度は小学校で15パーセント、中学校で13.5パーセントと全国平均を大幅に超える状況に戻ってしまいました。とりわけ中学女子は17パーセントと全国平均の2倍近くになっております。子どもの肥満と徒歩通学の時間との間には有意な相関関係があります。子どもの肥満予防には身体活動量を増やすことが最も大切で、身体的健康の維持に徒歩通学、自転車通学が大きな役割を果たしていることは明らかであります。以上のことから、現在本町におけるスクールバスを運行することは考えておりません。町内の児童生徒には、身体的健康の維持や自分の命は自分で守ることを改めて注意喚起し、様々な機会を通じて指導してまいりたいと考えております。

次に、相馬総合高等学校新地校舎の生徒の通学にしんちゃんGOが利用されているが、令和5年度で終了となる。中学生の通学にも拡大し、しんちゃんGOの利活用を図るべきでないか何うについてですが、新地町のりあいタクシーしんちゃんGOは、町民の身近な交通機関として、デマンドによる乗合タクシー運行と路線バス方式による拠点通過運行により、町内への買物や公立総合病院への通院、相馬総合高等学校新地校舎の生徒の通学等に利用されております。利用状況ですが、令和元年度には年間1万9,450人、1日当たり81人の利用がありましたが、令和4年度は年間1万3,941人、1日当たり利用者は57人になっております。しんちゃんGOの課題として、当初の目的であった商業の振興に至っていないことや、利用者が高齢化し徐々に減少しているほか、町内民間タクシーの運行が不十分であるなど、しんちゃんGOの見直しと併せ、民間タクシーの運行促進にもつながるような施策が必要であると考えております。しんちゃんGOの見直しについてですが、これまで新地町商工会が事業主体となり運行しておりましたが、これを廃止し、町による民間タクシー利用者への補助と拠点通過型運行の組合せによる運行計画案で検討しているところであります。民間タクシー利用者への補助については、町内の高齢者等を対象に、町内での買物や通院のほか、飛び地として公立相馬総合病院までの通院を想定しております。さらには民間タクシー利用者への補助を行うことにより、町内での民間タクシーの運行促進も期待しております。拠点通過運行につきましては、町内の公共施設、医療機関、小売店、観光地などの拠点を定時定路線で運行し、対象は町民に限らず、町外からの観光目的の来訪者の利用も想定しております。これら新制度については、令和6年度中の事業開始に向けて、必要な手続などの準備を進めてまいります。ご質問の

中学生の通学にも活用すべきではということではありますが、高齢者の買物や通院の足の確保といった福祉の向上、町外からの来訪者の足といった交流人口の拡大、これらを優先して制度を構築してまいりたいと考えております。

次に、3点目の観光行政についての1、鹿狼山の麓にあるふれあいとやすらぎの森環境整備についての1点目、3月の一般質問での答弁では間伐や下草刈り等の森林整備を実施しており、自然環境に配慮した管理をしているとあった。しかし、その環境整備状況が見えない。具体的な環境整備の時期や草刈りの回数について伺うについてですが、具体的な環境整備の時期や草刈りの回数につきましては、間伐や下草刈りを年1回実施しております。令和4年度につきましては、令和4年9月から10月にかけて、ふれあいとやすらぎの森全体の下草刈りを実施しております。令和5年度におきましても、ふれあいとやすらぎの森の状況を確認しながら、適切な時期に間伐や下草刈りなどの森林整備を実施してまいります。

2点目、駐車場に引かれている白線はほとんど消えて見えない。また、案内表示看板が設置されていない状況にある。設置すべきでないか伺うについてですが、駐車場の白線整備については早急に整備を実施してまいります。案内表示看板につきましては、今後どのような整備がよいのか検討してまいりたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 ご答弁ありがとうございました。1件目のひとり暮らし高齢者給食サービス事業の実態について、これは私も調べていたのですけれども、受けている人は現在80名ということでした。それは今町長の答弁にあった内容と同じです。ひとり暮らし高齢者給食サービス事業を受けている人の過去5年間の推移を調査しました。そして、令和元年度、64人、令和2年度で71人、令和3年度、78人、令和4年度、85人でした。令和5年度で80人と減ったのですけれども、原因ちょっと分からなかったのですけれども、これスタート時の平成元年からすると3倍に増えています。ちなみに、隣の市について調べたのですけれども、同じひとり暮らし高齢者給食サービス事業について受けている人というのはたったの16人でありました。新地町の約3分の1なのです。隣の市との決定的な違いは、判断基準が元気であるか元気でないかなのです。そのほかに厳しいチェックリストがあります。そのため、隣の市と新地町の差が出ているのかなと思います。

人数はいいのですけれども、次の2点目に行きたいと思いますが、なぜひとり暮らし高齢者給食サービスについて見直しが必要だと言っているのか説明したいと思いますが、今回平成27年と令和4年に要綱の改定を行っております。要因としては、私は2つあるのかなと思っているのですけれども、1つは配食される弁当の製造のキャパの問題です。それから、もう一つは、今配食サービス、民生児童委員さんがやっているのですけれども、その配食のキャパというのですか、そういう能力の問題から今回要綱が27年と令和4年に変わったのだと思います。その令和4年の改定で、

皆さん分からないと思うのですが、どういうことが変わったのかというと、厳しくなったのです。要介護認定者及び要支援認定者、または要介護状態になるおそれがある者と、先ほど町長から答弁ありましたけれども、そういうことです。ハードルが高くなったわけですね。当初は65歳以上の独り暮らしの高齢者と、スタートはそこからスタートしているわけですね。平成27年には65歳からおおむね70歳以上というように変わりました。令和4年では、先ほど言ったような改定になっております。この点が問題なのです。矛盾が発生しているのです。例えば今までなら70歳以上で独り暮らしであれば、すんなりとはいかななくても、そういうサービスが受けられた人が、今回の改定になって受けられなくなった人がいるわけですね。そのときにその以前の方、もうそういう改定の対象になっていけば、そういう問題はなかったのかなと思うのですが、既得権というのですか、そういったところで従前の方は、この要綱にもありますけれども、従前の例によるということでサービスをそのまま継続しているというようなところで実際に矛盾が生じているのです。先ほど町が令和5年度の予算で計画している高齢者見守り事業は地区の役員とか、そういうような組織で対応ということを考えていると。まだ正式な内容は検討中ということだと思っております。あと、ひとり暮らし高齢者給食サービスは、社協の領域なので云々ということだったと思いますが、しかし社会福祉協議会の長は町長だと思います。さらに質問したいと思いますが、平成元年から35年が過ぎて今回の改定になりましたけれども、先ほども説明したようにいろんなひずみが出ています。今回、前回大堀町長の公約にひとり暮らし高齢者配食サービスの充実があります。いろんな問題を、課題とか、そういうところをつかんでの公約だったのかなと思いますけれども、そういうことも含めて内容の見直しをすべきでないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○遠藤 満議長 佐藤茂文健康福祉課長。

○佐藤茂文健康福祉課長 ただいまの寺島議員のご質問にお答えします。

見直しということでしたが、先ほどの町長の答弁にもありましたように、今回の独り暮らしの高齢者見守り事業につきましては、定期的に訪問して見守りと安否確認を行うと、そういうことを目的としておりますので、配食サービスについての見直しという部分では別となっておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 今回の令和5年度に掲げている事業については理解しました。ただ、先ほどもお話ししたように、いろんなひずみが出ているということは町ではつかんでいるのでしょうか。

○遠藤 満議長 佐藤茂文健康福祉課長。

○佐藤茂文健康福祉課長 ひずみといいますか、こちらにつきましても確認したところ、要綱に基づいて実施しているということで、先ほど議員からあった既得権ということもありましたが、そちらについても要綱で決まっているということで実施しているということでこちらは理解しております。

す。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 これは町からも補助金とかを出してこの弁当の配食サービスやっていると思うのですが、こういった問題が出ているということはつかんでいますか。

○遠藤 満議長 佐藤茂文健康福祉課長。

○佐藤茂文健康福祉課長 このような問題と申しますか、こちらの配食事業につきましては見守りも兼ねて実施しているということで、それに対して、先ほど議員からもありましたように配食のキャパとか、そういったことも考えて、ある程度の元気な方という部分で線を引いて実施していると思っておりますので、そういったことについては問題なく、要綱どおり進められていると思っております。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 問題ないということなのですが、問題なければ私ここで質問するようなことでもないのです、その辺はもう一度確認していただきたいと思えます。

では、次行きます。中学校通学の安全確保について。これについては肥満の問題と、あと通学距離の問題ですか、ということで結論からすると考えていないという回答だったと思えます。私個人的に言えば、通学距離と生徒の肥満防止については、肥満の関係ですか、全く関係ないとは言いませんけれども、個人的にはあまり関係ないと考えています。むしろ先ほども言ったように、食生活と運動量に関係すると私は思っています。肥満解消には、学校行事の中で肥満解消対策を講じるべきだと思います。通学の実態について調べたところ、自家用車で通学している方が30パーセント弱あるということが分かりました。あと、雨とか雪とかになれば、ほとんどの生徒は自家用車で送迎ではないでしょうか。そういう意味で、そういう実態に合った、確かに肥満防止だとかいろいろあるのですが、実態に合わせた通学方法を選択できるように、何て言えばいいのでしょうか。やはり一番は通学生徒の安全、そして保護者の負担軽減をするのが一番大事なのでないかなと思っています。すぐには言いませんけれども、スクールバス、なかなか難しいですから、すぐには思いませんけれども、そういった調査、保護者の意向などを調査していると思えますけれども、いかがですか。

○遠藤 満議長 木幡邦枝教育総務課長。

○木幡邦枝教育総務課長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

町長答弁にもありましたように、今のところスクールバスの運行の予定は考えておらないわけですが、生徒さんの中には自転車通学等が困難な生徒もいるかと思えます。そういった中で、調査をしているのかということでございましたが、アンケートとかはまだ取ってはおりません。今回しんちゃんGOの見直しをするということも出ておりますので、そういった状況も踏まえまして、アンケート調査は検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 アンケート調査、取っていただきたいと思います。肥満と生徒の安全、安心、あと保護者の負担軽減を考えたときに何が一番大事かといったら、やっぱり肥満よりも安全、安心が大事なのではないかと思います。アンケート調査をお願いしたいと思います。

では、次行きます。引き続いてしんちゃんGOの利活用についてです。先ほどの答弁で、しんちゃんGOの今改革を行っている説明が行われました。その改革の中に拠点通過運行で公共施設ということありましたけれども、この中に、中学校も公共施設になるかと思うのですが、生徒の利用、それできるようになっているのかどうか確認したいと思います。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

拠点通過運行の町内の公共施設の中に学校が入っているかということだと思いますけれども、先ほど町長が答弁したとおり、今の段階では高齢者の買物の足、通院の足、それから町外からの来訪者の足といった交流人口の拡大ということを考えております。町内の公共施設につきましては、今のところ中学生全員対象とするようなスクールバスのような通学の足というような部分は想定しておりませんので、今の想定の中では中学校という部分はまだ入っておりませんが、詳しいところは今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 なぜこの質問したかといいますと、今高齢者によるアクセルとブレーキの踏み間違いとか事故が多発していますよね。ある人から言われたのは、今までは祖父母が送迎していたのですが、高齢化によってもう送り迎えができないと、免許証の返納なんかも検討しているのだということで何とか通学手段を、何かいい方法がないかと。生徒によっては、健常者だけとは限らないと思うのです。体の弱い人、それから自転車乗りが不得手な生徒など、いろいろ生徒がおります。今改革をやっていますね、しんちゃんGO。そういう特殊事情の方も配慮した、利用できる、そういった制度設計をぜひ組み入れてやっていただきたいと思います。先ほど今後検討することだったので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、次に行きます。鹿狼山の麓にあるふれあいとやすらぎの森の環境整備について。先ほどの回答では、年に1回下草刈りと間伐を実施していると。それから、令和5年についても同様、適切な時期にと、何かちょっと分からなかったのですが、年に何回やるのですか。

○遠藤 満議長 岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長 ただいまの質問にお答えします。

年何回というようなお話でありますけれども、やはり植物関係といったことがございます。気候

条件関係等で違いがあるかと思しますので、その辺に関しましては適宜状況を見ながら判断していきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 適宜、今現在私も見てきましたけれども、ひどい状態になっております。膝ぐらいまでの高さぐらいに草が伸びております。3月のときに私行ったときには生え方が、やっぱり冬寒くて生えなかったのかなとは思っているのですけれども、今現在ひどい状態になっていますので、皆さんも、全員ではないと思いますが、草刈り、私も屋敷周りやっていますけれども、年に10回程度ぐらいはやっています。当然ふれあいとやすらぎの森からしたら、そういう場所ですから、かなり伸びてきます。だから、やっぱり数回、五、六回は必要だと思いますので、適宜と言わず、そういう見方で管理をしていただきたいと思います。

あと、次行きます。白線については、早急に整備することなので、よろしく願いいたします。

それから、看板ですけれども、あそこは前に行ったときは何か小さい看板あったような気がしたのだけれども、今は撤去されて、多分経年劣化で壊れてしまったのかなと思うのですけれども、どのような整備ができるかというようなことだったので、早急に看板の整備をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○遠藤 満議長 これで2番、寺島博文議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

○遠藤 満議長 それでは、再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

7番、寺島浩文議員。

〔7番 寺島浩文議員登壇〕（拍手）

○7番寺島浩文議員 受付順位2番、議席番号7番、寺島浩文です。

さて、猛威を振るった新型コロナウイルスは5月に感染症法5類に位置づけられ、いよいよウィズコロナの時代に入りました。ウィズコロナというように今後も新型コロナウイルスと付き合っていくわけですから、引き続き町としても感染予防の啓発は継続していただきたいと思います。また、おとし、去年と震度6以上の大地震が2年続けて起こりました。今年は今のところ大きな地震は来ておりませんが、最近全国各地で大きな地震が起きております。自然災害に対しても気を

緩めることのないよう、町民に対しても災害対策や防災グッズの準備の啓発を行っていただきたいと思ひます。

さて、今回の一般質問は、以前に何度も伺っておりますが、交流人口を増やし、それを移住、定住人口増加に結びつける取組についてお伺ひいたします。人口が減少する影響については以前にも申し上げたように、生産者年齢減少による労働力不足で経済産業活動が縮小し、そして税収減少につながり、町にとってマイナスしかありません。以前から言っているように移住、定住施策を強化すべきです。また、町も高齢化が進み、今後社会保障費も増加し、財政も厳しくなつてきます。そういったことから、高齢者に対するサポートや認知症対策についても質問させていただきます。

通告に従ひまして質問してまいります。まずは件名1として、しんち魅力体感・発信事業についてお伺ひいたします。質問1でございます。この事業は震災からの復興、風評払拭、町の認知拡大や交流人口の拡大を図る事業として、令和7年までの事業と伺っております。昨年は、インフルエンサー招請ツアーや、人気ラジオパーソナリティーなどを迎え100名の一般モニターツアーを行い、町内の観光資源をPRしたということでした。また、一般モニターツアーには2,600人の申込みがあったということですので、今年はまだ100人と言わず、可能な限り多くの方を受け入れていただきたいと思ひます。そこで、お伺ひいたします。今年度はどのような事業を行い、町の魅力を発信していく計画なのか、事業内容をお伺ひいたします。

質問2です。前回の一般質問の答弁で、今年度の事業の中で移住についてのアンケート調査を行うということでした。私も交流人口を増やし、移住、定住に結びつけていくことは、非常に重要だと思っております。そこで、お伺ひいたします。このアンケート調査を今後どのように移住、定住に活かしていくのかお伺ひいたします。

件名2に入ります。移住、定住施策の強化をということでお伺ひいたします。質問1、移住を考え、その町のことを知ろうとしたとき、まずは町のホームページを見る方がほとんどだと思ひます。しかし、新地町のホームページ上の移住・定住ポータルサイトは、ホームページを開いたときのインパクトが弱いと思ひます。もっと大きくし、目立つ場所に置くべきではないでしょうか。また、ポータルサイトに入っても目を引くようなものがなく、インパクトに欠けております。新地には鹿狼山や釣師海水浴場、そして震災後に海釣り公園、釣師防災緑地とパンプトラック、フットサル場など魅力ある施設も多く整備されました。やはり若い世代は、スポーツやレジャーに興味があると思ひます。サイトを開いたときにそういった施設で楽しむような動画が目飛び込んでくれば、見た人に強いインパクトを与えることができると思ひます。そういったことから町のホームページの大々的な見直しが必要と思ひますが、考えをお伺ひいたします。

質問2であります。件名1のしんち魅力体感・発信事業や質問1の強化したホームページなどで新地に興味を持っていただいた方により新地を知ってもらうために、移住体験住宅を整備し、一定

の期間宿泊をしていただき、新地のよさを知っていただくことが必要だと思います。町でも空き家が増えておりますし、町営住宅の空き部屋も増えております。そういったところを活用し、移住体験住宅を整備してはどうでしょうか。この質問は、前にもお伺いしましたが、以前は小川町営住宅を活用し募集を行ったところ、利用者がいないということで、今のところ移住体験住宅の整備は考えていないということでした。しかし、私が考えるには、それは質問1でも言ったようにホームページも含めたPR不足ではないかと思います。町のパンフレットや先ほどの質問1のホームページの見直しを行った上でポータルサイト内の移住、定住体験住宅のPRを行えば、活用する方も出てくるのではないかと思います。考えをお伺いします。

質問3です。全国的に空き家の増加が問題になっており、新地町も増え続けております。その問題を少しでも解消するためにも、先ほど言ったような移住体験住宅としての活用や、リフォームによって移住者に提供するなど、空き家を移住、定住施策に活用すべきだと思います。空き家は当然年数がたてばたつほど再利用は難しくなります。そういったことから、なるべく早く空き家情報を収集するために、地域住民と連携していくことが必要だと思います。そして、空き家バンクの登録数を増やしていくことが空き家の利活用に必要なことだと思います。また、空き家バンクの登録数を増やすために、ホームページ上の各種申請の方法や利用方法をもっと分かりやすく表示するべきではないでしょうか。そうすれば空き家バンクのサイトにも入り込みやすくなりますし、しっかりとバンクの利用方法を理解していただければと思います。考えをお伺いします。

件名3、高齢者に寄り添ったデジタルディバイド対策をとということでお伺いいたします。今日、社会全体のデジタル化が進んでおりますが、デジタル社会の恩恵を受けられる人とデジタルに慣れていない人、特に高齢者との間に生じる格差、デジタルディバイドが生まれております。我が町でもスマートフォンで容易に取得できる行政情報の発信や、オンラインで行政手続きできるような環境の整備が進められておりますが、スマートフォンなどの扱いに慣れていない高齢者はその恩恵を受けることができません。そういったことから、スマートフォンの使い方を学ぶ機会や学べる場が必要だと思います。高齢者に寄り添ったデジタルディバイド対策としてスマホの相談窓口、またはスマホ講座などを検討してはどうでしょうか。考えをお伺いいたします。

件名4、認知症対策をとということでお伺いいたします。近年の高齢化に伴い、認知症患者の数は急増しております。あるデータによりますと、65歳以上の高齢者の3分の1が認知症か、その予備群というデータまであります。当然我が町でも認知症患者の数は増えていくと思われれます。そこで、認知症対策としてマーじゃんを取り入れてはいかがでしょうか。マーじゃんは指先を使い、牌を動かすゲームです。指先を細かく動かすことは、自然に脳が活性化されるそうです。また、何十種類もある役にどのようにそろえていくのか、あるいは対戦相手との駆け引きなど、思考力や計算力を要するゲームです。こういった日常生活とは異なった思考を繰り返すことは脳の活性化につながり、認知症予防につながるということです。そして、マーじゃんは基本的に4人で卓を囲みますので、

自然と会話が生まれ、コミュニケーションの場にもなります。町としてもこの認知症対策として有効と言われているマージャン教室を検討してはどうでしょうか。既に県内でも取り組んでいる自治体もありますし、現在検討している自治体も複数あるということです。これについて考えをお伺いいたします。

質問は以上でございます。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 7番、寺島浩文議員の質問にお答えをいたします。

初めに、しんち魅力体感・発信事業についての1点目、今年度はどのような事業を行い、町の魅力を発信していくのかについてお答えをいたします。当町の魅力ある観光資源を紹介し、交流人口の拡大を図るため、昨年度から新地町独自の情報発信事業として、しんち魅力体感・発信事業を実施しております。昨年度は10月22日から23日にかけて、雑誌編集者、ユーチューバー、インスタグラマーを対象としたインフルエンサー招請ツアーを行ったほか、11月6日にはラジオパーソナリティーの本間秋彦さんをお迎えし、仙台圏を中心とした100名の一般モニターツアーを行い、鹿狼山や釣師防災緑地公園など、当町の観光資源をPRいたしました。一般モニターツアーには、仙台圏を中心に2,600名以上の方々から応募がありました。このように、まずは仙台圏の方々に当町の魅力をPRし、仙台圏からの交流人口を増やしていきながら、関係人口の増加や移住、定住にもつなげられると考え事業を実施したところであります。当町には海、里、山、それぞれの観光資源があると思っております。昨年度は山の観光資源である鹿狼山のPRを中心に行い、モニターツアーには定員の20倍を超える応募があったことから、仙台圏への情報発信について一定の効果があったと考えております。今年度は、昨年度に引き続き仙台圏をターゲットに、主に海の魅力を発信していきたいと考えております。今年度事業ではインフルエンサー招請ツアー、一般モニターツアー、釣り大会、情報発信業務、映像制作及びプロモーションの大きく5つの業務を予定しております。インフルエンサー招請ツアーでは、釣り好きのターゲットに影響力のあるウェブや雑誌編集者及びインフルエンサー等を招請し、海の魅力を体感できるツアーを実施することで、本町の魅力をより効果的に情報発信できるものと考えます。また、一般モニターツアーの告知やPRにつなげていきたいと考えております。一般モニターツアーでは、町の観光資源である海釣り公園を活用し、海の魅力を体験してもらうため、県外からの観光客を対象としたモニターツアーを開催したいと考えております。ツアー参加者に復興の現状や町の魅力を体感してもらうとともに、その様子をSNS等で発信することで魅力の浸透を図ってまいりたいと思います。釣り大会では、チーム方式という長期開催の釣り大会イベントを企画し、海釣り公園をPRするとともに、何度も町に足を運んでもらうことで町の魅力を体感してもらい、町の認知向上や住民との交流、特産品等の消費拡大推進につなげていきたいと考えております。情報発信業務では、モニターツアーの募集や実際のツアーの動画配

信、写真の掲載、町の観光情報などを紹介するポータルサイトを更新し、県外からの観光客やリピーターに役立つ情報を発信してまいります。また、イベントの際には近隣県を対象に、ターゲットを絞ったSNSによる集中的な情報発信を実施していきたいと考えております。町のPR映像制作及びプロモーションでは、町の観光資源が有する価値を動画の力でより多くの人へ伝え、観光客の潜在ニーズの掘り起こし及び長期的なファンの獲得を図りたいと考えております。そのため、映像の美しさや魅力あるストーリー性等により、感覚的に町を訪れたいと思うブランディング動画を制作し、より多くの視聴者に届けてまいります。また、動画制作に合わせて観光パンフレットも作成したいと考えております。これらの事業により、昨年度に引き続き当町の魅力を発信してまいりたいと考えております。

次に、この事業の中で移住についてのアンケート調査を行うということであるが、どのように移住、定住に活かしていくのかですが、アンケート調査については主に一般モニターツアー参加者アンケートと町のPR映像視聴者アンケートを検討しております。一般モニター参加者アンケートについては、観光客の求めるニーズや町民では気づかない新しい視点での観光コンテンツの発見につなげること、町のPR映像視聴者アンケートでは、町に対するイメージや来訪意向等の調査を目的として実施いたします。それに加えて、移住、定住を検討する際のポイントやニーズなどについても調査していきたいと考えております。アンケートの詳しい内容は、今後精査してまいりたいと考えておりますが、本事業でのアンケート調査は今後当町の移住、定住施策を検討していく一助にしてまいりたいと考えております。

次に、移住、定住施策の強化をの1点目、ホームページトップページの移住・定住ポータルサイトをもっと目立つようにし、中身も動画などを多用し、インパクトのあるものにすべきではないかについてですが、新地町ホームページの移住・定住ポータルサイトでは、町営住宅や宅地分譲、移住に関する支援や空き家、空き地に関する住居情報とともに、就労や子育て支援施策など移住、定住に関する情報を掲載し、町の概要やプロフィールと併せて田舎暮らしのよさや魅力についてお知らせしております。また、しんち魅力体感・発信事業において、昨年度に新地町・鹿狼山トレイルウォークについての動画を作成し、町ホームページに掲載して新地町の魅力をPRしており、今年度も継続してPR動画の作成に取り組むなど、交流人口の増加に取り組んでまいります。ご質問のありましたポータルサイトにつきましても、移住、定住について新たな施策や情報などを公開していくほか、しんち魅力体感・発信事業で作成したPR動画も活用し、ポータルサイトを多くの方に閲覧いただき、移住、定住人口の増加につなげてまいりたいと考えております。

次に、2点目の新地へ移住を検討している人のために空き家や空き町営住宅を活用した移住体験住宅を整備し、パンフレットやポータルサイト上でPRすべきではないかについてですが、空き家の利活用に関しましては、令和4年6月及び12月の一般質問において答弁させていただきましたが、依然として空き家バンク登録者が少ない状況であります。これまでも町外在住者の所有者に対して

郵送による空き家バンクの紹介や町の広報紙による案内、年末のまちづくり懇談会などでも広報してきたところでありますが、今年度も継続してバンク登録の広報を行うとともに、併せて登録を促す政策なども検討してまいりたいと考えております。また、空き町営住宅の移住体験者への活用とのことですが、町営住宅につきましては公営住宅法に定められた中での運営をしているところであります。このことから、移住、定住者用の利用は目的外の使用ということになりますので、目的外の使用においては特段の事情がある場合に限り、国と協議し承認を得た場合に一時的に利用可能となります。しかし、以前にも答弁させていただいておりますが、定住促進住宅においてお試し住宅を実施した経緯があり、その際にも応募者がおりませんでしたので、まずは空き家バンクの活用を充実させてまいりたいと考えております。

次に、3点目の新たに発生する空き家を移住者に活用してもらえよう、再利用可能な空き家情報を地域住民等と連携して収集し、空き家バンクの登録を増やすべきではないか。また、バンク内の申請方法や利用方法をもっと分かりやすくすべきではないかについてですが、町内の空き家の情報取得に関しましては、現在調査を始める計画を立てているところであります。平成28年度に実施した当初の情報収集は、各行政区長にお願いをして取得したところであります。しかし、これまで2度にわたる福島県沖地震により家屋解体なども行われていることから、改めて調査が必要であると考えているところであります。町内の空き家の多くは町外者が所有しておりますので、情報収集の方法や通知の方法、調査の内容など、それらについて検討しているところであります。その後、空き家の今後の処遇など、所有者の意向を確認しながら、空き家バンク登録の促進の方法についても検討してまいります。また、空き家バンクの申請方法につきましては、町のホームページに物件登録と物件利用の流れを分かりやすく図化しております。来訪者対応としては、職員による説明はもとより、カウンターにはリーフレットを備えております。このように登録に際しての配慮をしておりますが、登録は少ない状況にありますので、いま一度精査し、登録促進につなげるよう考えてまいります。

高齢者に寄り添ったデジタルディバイド対策をの1点目、デジタル化が進んでいるが、デジタル化に慣れていない住民、特に高齢者がその恩恵を受けられない。スマホの相談窓口、またはスマホ講座などを検討してはどうかについてお答えをいたします。デジタル社会が進み、デジタル技術が急速に発展する中、国ではデジタル田園都市国家構想を掲げ、デジタルの力で地方の個性を活かしながら、社会課題の解決と魅力の向上を図るとして、「地方に都市の利便性を、都市に地方の豊かさを」を実現して、全国どこでも、誰もが、便利で快適に暮らせる社会を目指すとしております。町でも第6次新地町総合計画においてデジタル化を推進することとしており、町民の方々にデジタル活用の必要性をご理解いただき、その活用により暮らしの利便性を向上させていくことが重要であると考えております。このことから、令和5年度に国の情報通信技術講習事業、国民のデジタルリテラシー向上事業補助金を活用して、公民館教室の一つとして、わかりやすく楽しく学ぶデジタ

ル講座を開催するため、今議会一般会計補正予算に計上し、準備を進めております。講座は、公民館や文化交流センター等を会場に、スマートフォンやタブレットなどの機器を実際に操作しながら、基本的な操作やアプリ、SNSの使い方などの応用編、またスマートフォンやSNS等を利用する際のルールやマナー、利用に伴うネットトラブルへの対策など、情報モラル教室やデジタル安全教室も取り入れ、専門講師を招いて合計20回の講座を目指して取り組む予定です。

認知症対策の1点目、認知症対策としてマージャンが注目を集めている。町としても介護予防事業としてマージャン教室等を検討してはどうかについてですが、町では高齢者になっても住み慣れた地域で生活するための地域づくりを目指しております。その中で認知症予防として、保健センターの介護予防事業による脳いきいき教室や転倒予防教室を実施したり、生活支援体制整備事業では地域を訪問し、いきいき百歳体操やいきいきサロンを開催して、脳と体の健康づくりを実施しております。また、老人クラブではニュースポーツ活動を取り入れることで、個人の生きがいづくりなどにも尽力いただいていると思っております。このような活動をすることは、認知症の予防には有効であると考えており、ご質問のマージャンについても認知症予防の要素は備えていると思っておりますが、現在実施している認知症予防事業の充実に努めておりますので、今時点では新たに教室を開催することは考えておりませんが、今後の予防事業の参考とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 では、再質問させていただきます。

まず、件名1のしんち魅力体感・発信事業について、事業内容の説明ございました。ちょっといろいろあったので、なかなか整理し切れない部分もございますが、1つまず確認したいのですが、今年は海釣り公園を中心にした大会とかを行う、海釣り公園が中心になるという考えでよろしいのですか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

去年は山、鹿狼山を中心にやりまして、今年は海ということで、海釣り公園を中心にPRしていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 海釣り公園が中心となるということですね。去年は、今言ったように鹿狼山、釣師防災緑地をPRするモニターツアーを行ったということでした。その際は今回は別の地域、今回仙台圏からのモニターということですが、今回は別の地域、例えば北関東などからという話がありました。今年も仙台圏からということでした。そこで、ちょっとお伺いしたいのですが、去年の事業の成果をどのように分析して今年も仙台圏となったのか。そして、なぜ海釣り公園中心

の事業となったのか、その辺分析含めお伺いしたいと思います。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

昨年度、モニターツアーということで100人の方を募集いたしました。そこに2,600名の方から、主に仙台圏ですね、応募いただきまして、大変多くの方に、その応募に至ってはテレビ番組とかラジオとかSNS、あと新聞広告、いろんな媒体を使ってそのモニターツアーのPRを実施して、仙台圏から2,600名の応募があったということで、それについてはよかったなと単純に思っております。去年は鹿狼山を中心にさせていただきました。去年は海釣り公園が地震で修繕中でしたものですから、PRできなかったということでもあります。そういったこともあって、せっかく仙台圏の方が新地にちょっと向いていただけるきっかけがつかめたかなと思ひまして、去年できなかった海釣り公園を今年はメインとして、海釣り公園だけではなくて、釣師防災緑地公園もバーベキューとかPRしたいと思っておりますけれども、そういったことで今回こういった企画で進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 分かりました。そういったことで、では今年もしっかりとこの仙台圏の皆さんを呼んでいただいて、新地のPRをしていただきたいと思ひます。

では、今年を踏まえて、この事業は7年までですから、あと2年あるのだと思ひます。来年度からの事業内容や一般モニターなどは、今年の事業を見てまた決めていくということによろしいのですね。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 ただいまの質問にお答えします。

来年度と再来年度、令和6年度、令和7年度までこの事業でPRしたいと思っておりますけれども、来年度、再来年度、どこをターゲットにするかというのは今年もやってみて、例えば来年度は北関東にするかとか山形方面にするか、全国にするかとか、それはこれから検討していきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 去年、今年とやるわけですから、ぜひそれを分析して活かしていただきたいと思います。

今年は、昨年以上の規模になるのかどうか。今年は、昨年以上のインフルエンサーを招請することなのではないでしょうか。あとは、今年海釣り公園ですから、そういったところに特化したというのもないのでしょうか。釣りの専門の方とか、そういう方を呼んでやるということなのか、人数と

その内容をちょっと教えていただければ。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

インフルエンサーの内容ということで、どんな方をどのくらいということだと思いますけれども、今回は釣りに特化したということで、釣りとかアウトドアの情報を出しているウェブマガジンの編集者の方とか、それから釣り雑誌の編集者の方、それからBSテレビの釣り番組の制作者の方、それから釣りの動画を配信しているインスタグラマーさんとかユーチューバーさんとか、そういった方々を想定しております、全部で10名くらい今のところ想定しているところであります。内容的には海釣り公園の釣り体験、それから町内の観光スポットを案内して見ていただいたり、それから釣師防災緑地公園でバーベキュー体験、そういった部分を体験していただいて自分の番組とかインターネットとかSNSで情報発信をやっていただくという予定であります。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 ぜひインフルエンサーの方にいい情報発信をしていただきたいと思います。アウトドアとか釣りの専門の人でしょうから、釣り雑誌なんかかなりありますから、そういったところにも載らせていただけるように、ぜひお願いしたいと思います。

そこで、あとこの釣り大会、長期的なイベントを行うということですが、一般モニターの方はこの期間、もう何度訪れてもいいということなのではないでしょうか。定員は決めずにということ、そういう考えでよろしいのですか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

釣り大会の内容ですが、先ほど町長の答弁ありましたとおり、ターム方式といって長期間、イメージ的には8月ぐらいから11月ぐらいを今想定しております、その中で期間中に何回でも来ていただいて、魚種ごとに釣れた魚の大きさ、そういった部分を記録して行って、最終的にその一番大きかった人とか、そういった方を表彰して賞品を差し上げると、そういったことで考えてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 ぜひその辺多くの一般モニターの方に来ていただければいいなと思います。

一般モニターの方にこの釣り公園以外の部分の魅力の発信というのは、具体的にはどういうことをやるのでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 一般モニターツアーの方の釣り以外ということですが、その部分

につきましては町の観光スポットを見ていただいたり、そういったことをPRしたり、あとは釣師防災緑地公園で地元のお魚とかを使ったバーベキュー、そういったことで町の地場産品をもう一回再認識してもらおうとか、そういった部分を考えておりますが、今後詳しくは検討していきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 これから検討するということですが、やっぱり魅力あるスポットは公園だけでもないので、ぜひそちらも見ていただけるような流れをつくっていただければと思います。

次に、質問2のアンケートのほうに移ります。アンケート、これから内容も決めていく部分もあるということのようですが、質問したようにやっぱり将来的な移住等につなげていけるようなものにできればいいなとは思っていますので、率直に移住先として考えられるのかとか、新地ってこういうところがいいね、ここは駄目だね、具体的に率直にもう聞いてみたらいいのではないのでしょうか。移住先として考えられるのかとか。その辺はどうでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 そのアンケートの内容につきましては、これから詳しいところを考えていきたいと思っておりますので、今議員のご提案になった部分も念頭に入れながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 先ほども言ったように将来的な移住につながるような形、移住者を増やすような形でのアンケートを検討していただきたいと思っております。

件名2の移住、定住施策ということでお伺いします。ホームページ、先ほどポータルサイトの中の話とかも出ました。ぱっとホームページを開いたときに一番目立つところに出てくるのが、新地町観光サイトが出てきますよね。観光サイトとして出てきて、パンフレットとか福田分譲住宅とか、そういったところが目立って出てきます。そこと移住・定住ポータルサイトをうまく連動できないのでしょうか。やっぱり一番インパクトあるのは、見るとやっぱり新地はそこなので、そこからポータルサイトに入っていきやすい感じでもないかと思っておりますけれども、移住・定住ポータルサイト、ちょっと見るとこっこの端っこのほうにあるのです。ちょっと見づらいというか、インパクト的には弱いと思うのです。だから、そこの一番インパクトある、前の質問でも言ったように、やっぱりレジャーとかスポーツとかに若い人は興味あるので、そこから入って行って、あと移住、定住だったらこちら、そういう形にホームページはできないのでしょうか。お伺いしたいと思っておりますけれども。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

移住・定住ポータルサイトをホームページのトップの一番目立つ上段のところのバナーに使ったらどうかというご提案でございますけれども、議員おっしゃるとおり、ホームページで一番目立つところはそこのバナーだと思っておりますので、そういったところに掲示も検討していきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 今そういった動画等が一番やっぱり若い人の心を動かすものだと思いますので、今言ったように可能であればぜひやっていただきたいと思っております。

質問2です。移住体験住宅、やっぱり以前も定住促進でやったという話ですよね。これは以前の場合、やっぱりPR等も足りなかったのではないのでしょうか。やっぱり質問1でも言ったようにインパクトのあるホームページあるいはパンフレットにして、町に魅力を感じていただければ、移住体験住宅の活用も出てくると思います。やはり移住を考えたときに、その町をよく知るということは重要なことだと思います。やはりこれは、先ほどなかなか町営住宅では難しい、新地の場合なのでしょうけれども、町営住宅では難しいということであれば、活用できる空き家を使って体験住宅、1つか2つでもやっぱり整備することが必要なのではないかと思います。再度考えをお伺いいたします。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 先ほど町長の答弁のとおり、過去において実施した経過がございます。以前のことですので、今やったらどうかということであるのかなとは思いますが、ホームページの在り方というのがあるかとは思いますが、今現在もお試し住宅、こちらの問合せはないような状況でございます。福島県におきましても県営住宅ですとか、あと全県の中でも各自治体におきましてお試し住宅やっているところもありますが、いずれにしても戸建て住宅が多いというのが実情でございます、県営住宅も実際のところ集合住宅という形でありますので、応募はないというような話を伺っております。

以上でございます。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 問合せはないということですが、大体PRもしていないわけですから来ないとは思いますが、その辺先ほど言ったように空き家をうまく利用してできればいいなと思っております。ただ、その空き家も、次の質問に行きますと、その空き家の登録数も非常に少ない、2件ぐらいしかないということですので、そういったことも考えると、なかなかそちらにも活用できないのではないかとということにもなってきます。

質問3に移りますと、やはり新たな空き家の情報、これ早くキャッチするということで、今回調

べるといふことですが、やはり各行政区長などと情報を密にしてやっていくのだろうなと思いますけれども、行政区長だけではなくて、これは各行政区には町の職員も1人や2人はいるのだと思います。そういった方にも、そういった方も地域住民の一人ですし、特に仕事としてではなくて、空き家に対してアンテナだけ張っておいていただければ情報の入手も早いと思うのですが、そういう意識づけみたいなものってできないのですか、庁内で。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 今回の職員に対する云々かんぬんとありましたが、当然それはやっておりますので、その中でも足りないから区長さんとか、いろんな情報を収集しているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 やっているということですが、どれだけそれに職員が危機感を感じているかというところもありますので、ぜひ再度周知のほうお願いしたいと思います。

あと、もう一つ、この申請方法、バンクの利用の方法の流れを、これはイラストなんかでうまく流れを説明することはできないのでしょうか。やっぱり登録方法であったり、利用方法であったり、私もよく見ると分かるのですけれども、なかなか普通の人だと何か面倒くさそうだなになってしまうのですけれども、そういったイラストなんかをうまく使って、一つの流れとして持っていくようなつくり方というのはできないのでしょうか。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 イラストを使って分かりやすくというお話なのですが、今現在ホームページに載せている情報、大変分かりやすくしているつもりではございます。あとは、先ほどリーフレットというお話が町長からもありましたけれども、そちらにもさらに簡易的な形に情報は載せておりまして、実際に空き家バンク登録されたい方はいろんな情報を持っていらっしゃると思いますので、我々もヒアリングする必要がございます。ですので、そういった方がいらっしゃれば簡単な説明等もできますので、役場のカウンターにお越しいただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 いろいろご説明ありましたけれども、ただ現実として2件しか載っていないというところがありますので、そこはもう少しいろいろ工夫をしていただければと思います。参考までに空き家バンクの成功例、国内見ますと、一番最初に調べたら出てきたのが長野県佐久市が取り上げられていますので、参考にしていただければと思います。

次に、デジタルディバイド対策ということですが、これはやるということですので、ぜひ本当にやっていただければと思います。具体的には年に20回、これは例えば専門の講師の方とか当然呼ん

でやるということですね。

○遠藤 満議長 木幡邦枝教育総務課長。

○木幡邦枝教育総務課長 議員おっしゃるとおり、専門の講師を招いて実施したいと考えております。
以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 これは、また講座ということでやるみたいですが、ふだん的に相談窓口というものは何かつくる、通告にも出していますけれども、窓口というものはつくる予定はないのでしょうか。通常の場合でもちょっと聞きたいなとかという人、若手でやっぱりそういうのに詳しい人も、職員もいると思うのですが、そういう窓口、そのときだけ対応することでもいいのですけれども、そういうことは考えていないのでしょうか。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 今議員がおっしゃるとおり、ただ職員はそれぞれ業務命令をしておりますので、そのときだけちょっと来てねってなかなか。あとは、この講座の中で、いろいろ問題あればそこで対応して、今後本当にそれがどうなのかというのは検証させていただきますので、そういったことで今議員がおっしゃられた職員が来てすぐ対応というのは、今のところちょっと難しいかなと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 高齢者のデジタルディバイド対策、やっぱり情報格差を解消させるためにも、これから始めるので、いろいろ難しい点もあるとは思いますが、検証しながら、やっぱりその都度相談できる窓口も可能であれば検討していただければと思っております。

最後に、認知症対策ということですが、今のところは考えていないということですが、現在やっている事業で充分だということで捉えているということによろしいのですね、町としては。

○遠藤 満議長 佐藤茂文健康福祉課長。

○佐藤茂文健康福祉課長 ただいまの質問にお答えします。

今の事業で充分ということで考えているわけではなくて、今現在の事業について充実を努めていくということで進めております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 充実でその成果が現れればいいのですが、このマージャン、実際に初期認知症の方がマージャンを始めてから10年間ほとんど進行しなかったという事例もあるみたいです。これ隣の宮城県です。こういった認知症予防効果も出ていますので、これは取り組むべきだと思いますが、これ取り組むにしてもそんなに、どうなのでしょう。場所と、あとマージャン牌とマージャン

卓、これぐらいの用意で場所さえあればいいような気もするのですが、その辺というのはやはり町として考えると難しい部分というのはあるのですか。

○遠藤 満議長 佐藤茂文健康福祉課長。

○佐藤茂文健康福祉課長 ただいまの質問、場所がということではありますが、やはり町で考える部分では、教室というようなことで考えた場合、講師の関係とか、そういったこともありますので、まずは今の認知症予防の事業の充実を図っていくということでご理解いただければと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 そういうことで今の事業を充実させるということですが、ぜひこのマージャンも、実際先ほども言いましたように県内でも取り入れている自治体も幾つもありますので、そういったところを考えて、本当に専門の講師というのもそんなに要らないと思うのです。マージャンだったら比較的皆さんもある程度知っていると思いますし、私もさっき言った役、何十種類もありますけれども、ほとんど私分かります。そういったことを考えれば、賭けマージャンでもなくて健康マージャンですから、その役ぐらい覚えてしまえばやるのは比較的簡単なものですので、その辺今後の検討課題として考えていただければと思っております。やはり認知症予防は重要だと思っておりますので、ぜひ検討をお願いします。

以上をもって私の一般質問を終わります。

○遠藤 満議長 これで7番、寺島浩文議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩といたします。

午前11時53分 休憩

午後1時30分 再開

○遠藤 満議長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

10番、井上和文議員。

〔10番 井上和文議員登壇〕（拍手）

○10番井上和文議員 質問に先立ち一言申し上げます。ロシアによるウクライナ侵略から1年3か月が経過をいたしました。全世界が結集し、国際世論で包囲していくことが戦争を止める一番の力です。東アジアでも軍事対軍事の悪循環に陥らないよう、外交努力を尽くすことが何よりも求められていると思います。また、GX脱炭素電源法、いわゆる原発推進保護法案は、60年を超えても原発を稼働したり、新增設できるという内容です。福島県は原発に頼らない、再生可能エネルギー100パーセントを目指すという目標を立てていますが、処理水の海洋放出による風評被害の払拭をはじめ、様々な課題が山積する中、町民の暮らし、生活を第一に考え、施策が求められていくということに

鑑み、今後も微力を尽くす決意を申し上げて質問に入ります。

最初に、今後の農業展望についてお伺いをいたします。第1に、担い手確保の取組についてお尋ねをいたします。町内の田植も大規模農家の一部はまだ残っていますが、大体終了し、田園風景が町内に広がっております。ただ、今年は雨が降らず水不足で、かなり農家の方々の心配もございました。5月、6、7、8と約80ミリのまとまった雨のおかげで田植が進みました。水不足の心配は、災害でのため池復旧の遅れも一因としてあると思います。6月1日、県のホームページによれば、現在の貯水率は松ケ房ダムで41.4パーセント、鴻ノ巣ダムで24.8パーセントであります。平年では松ケ房ダムが65.1パーセント、鴻ノ巣ダムが49.6パーセントでありますから、かなり低くなっております。今後も天候の推移が危惧されておるわけであります。

さて、第6次新地町総合計画では、特色ある農林水産業の振興、復興に向けて、既存の基盤を活かしながら、6次産業化や地産地消に取り組みながら、担い手創出や経営安定、法人化など様々な形態による取組を進めるとして、第1に広範な担い手への育成、対策を掲げております。一方、農家はロシアのウクライナ侵略による物価高騰、飼料代、資材代、農機具の高騰も含め、三重苦の状況に陥っている現況があります。特に大規模農家ほど出費が多いだけに、深刻な状況にあることは容易に推察できます。こういった状況の中でどう担い手を確保していくのか。昨年9月、二本松市内で新規就農者の集いが開催され、地元農家の方々をはじめ、県や市の担当者も参加し、幅広い意見交換があったようです。懇談の場では、新しいことに挑戦したり、作付面積を増やしたいと思っても、資機材の導入の費用負担が大きくてできない。新規就農者支援制度の期間を延長してほしい。無農薬でやりたいが、軌道に乗るまでは貯金を崩して生活するしかなく将来が不安だなど、資金面の要望が多く出されたほか、新規就農者同士の交流がしたい、地域の人とつながりたい、耕作放棄地を減らしたいなど、様々な意見が出されたということがございます。この4月、福島県で全国唯一となる県、JAグループ福島、振興公社、農業会議の4団体がワンフロアに常駐し、総勢20名程度のワンストップ相談センター、福島県農業経営・就農支援センターが発足いたしました。各方部の地域協議会、就農コーディネーターも発足し、新規就農者が安心して生活し、農業に励む環境をつくっていくことが期待されていますが、連携を含め、担い手確保の取組についてどのようにお考えなのか、ご所見をお聞かせください。

次に、子どもとともにする農業体験の取組についてでございます。4月11日の福島民報の、みんなの広場に新地町の小学生の記事が載りました。お米を食べて地産地消を進めようと題して、お米の消費量が減っていることを社会科で学び、お米はパンや麺類と比べ脂肪分や塩分が少なく、健康面からもいいし、パンや麺類の原料である小麦はほとんどが外国から輸入されており、安全面から考えても、もっとお米を食べて地産地消を進めようという内容でした。これに対し、4月14日付で管野啓二福島県農協五連会長が手紙を小学生に宛てて送り、その内容は、あなたの投稿を何度も何度も読み返し、我々農業者で農業生産物を生産している者として大きな感銘を受けました。改めて

お米を作り続けていてよかったですうれしくなりました。今、肥料、農薬、機械を動かすのに必要な燃料など輸入に頼っているものが相当値上がりする一方、国内で生産しているお米、野菜、果物、肉、乳製品などは供給が多過ぎる、需要が伸びないなどの理由で値上げができず、多くの生産者は大変な状況にあり、今の価格ではなかなか採算に合わないというところまで来ています。でも、あなたの投稿を読み大きな力をいただきました。今まで以上に心に希望を持ち、生産を続けていきたいと思えますし、これから農家になろうとしている人たちがもっと夢や希望が持てるよう頑張っていきたいと思えますと結んでおります。このように子どもや若者の声が大人の心の琴線を揺さぶるケースがございます。非常にほのぼのとした感動的な内容でもございます。新地町では、食育に取り組んで久しいわけですが、駒小では学校田、新地小では学校菜園、福田小学校では学校菜園、さらには同僚の三宅議員も含めたいこの会が管理をしているミカン栽培等々など、現在まで総合学習の時間を充てて取り組まれてまいりました。この取組をもっと多くの農業者や町民を巻き込みながら定着させていくべきだろうと思っております。子どもとともにする農業体験取組についてお伺いをしたいと思います。

大きな質問の2つ目は、物価高対策についてお伺いをいたします。大手電力7社は、6月1日より家庭向け電気代を最大で2,700円、東北電力管内では1,621円値上げを実施いたしました。また、帝国データバンクが主要35社を対象にまとめた調査によりますと、6月の食品値上げは3,575品目、これまで公表された今年の食品値上げは何と2万5,106品目のようであります。今年4月の全国消費者物価指数は、生鮮食品を除く食料が前年同月比9パーセントの上昇と、約47年ぶりの高い伸びとなりました。卵の卸値は、JA全農たまごが5月31日に公表した平均基準値Mサイズで1キロ当たり350円、これも1954年以降で最高値を更新したようでございます。コロナ禍や地震で町民生活や事業者追い打ちをかけている物価高騰でありますけれども、特に今年は夏の猛暑等の異常気象を警告する識者の見解もあることから、命や暮らしにも関わってくる問題であろうと思えます。そこで第1に、役場館内、公共施設関連の物価高、値上げへ影響について、現状について明らかにしていただければと思えます。

次に、物価高に対する町民や事業者への支援等の取組についても明らかにしていただきたいと思えます。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 10番、井上和文議員の質問にお答えをいたします。

初めに、今後の農業展望についての1点目、担い手確保の取組についての①、福島県農業経営・就農支援センターとの連携についてですが、農業の担い手を広く確保、育成するため、福島県が令和5年4月より福島県、JAグループ、福島農業会議、福島農業振興公社の職員がワンフロアに常駐する総合相談窓口、福島県農業経営・就農支援センターを福島県自治会館1階に開所いたしました。

た。これまでの各機関、団体がそれぞれ行ってきた就農及び経営支援をワンストップ、ワンフロアで取り組むものであります。就農を希望する方には、準備段階や就農時のサポートだけでなく、その後の経営安定化から経営発展まで必要な支援を継続的に行っていくとともに、農業者からの相談に対しましても経営改善や法人化、経営の継承など、専門知識を持った職員が対応することとなっております。町といたしましても、担い手の確保及び就農された方の定着やその経営発展を支援するため、福島県農業経営・就農支援センターと連携して様々な取組を進めておりますので、町内の担い手の確保のためのPRも実施してまいります。

次に、子どもとともに農業体験につきましては、地域と学校、保育所が連携して農業体験に取り組んでおります。駒ヶ嶺保育所においてはサツマイモ掘り、新地保育所においてはサツマイモ掘りとイチゴ狩り、福田保育所においてはコロナ前にサツマイモの苗植えと芋掘り、またイチゴ狩りを実施しております。福田小学校においては大豆の栽培から収穫、そして食するまでと、水稻では田植から稲刈り、そして食するまで。さらに、磯山展望緑地でのミカンの木の手入れ、収穫。新地小学校においては、サツマイモの苗植えから収穫、そして食するまで。また、オクラ、ナス、ピーマンの苗植え、水やり、収穫から食するまで。駒ヶ嶺小学校においては、サツマイモの苗植えから収穫、スイートポテト作り、田植から稲刈り、そして収穫したモチ米を使っての餅つきから食するまでなど、各保育所や各学校においてそれぞれ農業体験を実施しております。農業、農村は、私たちが生きていくために必要な食料を供給する役割だけではなく、水田や畑での生産活動を通じて国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成などの様々な役割を有しています。そして、その役割の一つに体験学習や教育の場としての役割があります。農業体験を通じて動植物や豊かな自然に触れることで、命の大切さや食料の恵みに感謝する心が育まれると考えておりますので、今後も農業体験の取組については支援してまいります。

次に、物価高騰対策についての1点目、公共施設関連の物価高、値上げの影響について（電気代等）ですが、町の公共施設関連の物価値上げの影響を示す例示として電気料の支出額をお示しします。令和2年度の町の公共施設関連全体の電気料の支出額は9,097万6,000円、令和3年度の町の公共施設全体の電気料の支出額は約9,311万円、令和4年度の町の公共施設関連全体の電気料の支出額は1億1,184万8,000円となっております。電気の使用量の増減もありますので、あくまで概算の試算となりますが、令和3年11月から電気料金の単価等が値上げになっていることから物価高が顕著になったのは令和3年度からで、令和2年度の町の公共施設関連全体の電気料の支出額と令和3年度の電気料の支出額を比較しますと差額は約213万3,000円の増、率にして約2パーセントの増加となっております。令和3年度の町の公共施設関連全体の電気料の支出額と令和4年度の電気料の支出額を比較しますと差額は約1,873万8,000円の増、率にして約20パーセントの増加となっております。令和2年度の町の公共施設関連全体の電気料の支出額と令和4年度の電気料の支出額を比較しますと差額は約2,087万2,000円の増、率にして約23パーセントの増加となっております。このよ

うに物価高、値上げの影響は、町の公共施設関連全体の電気料の支出額に大きな影響を与えております。また、令和3年度、令和4年度はコロナ禍だったことから、令和3年度、令和4年度の新地町文化交流センター、新地駅前フットサル場などの電気料は利用者が減少していたことの影響で低く抑えられていたと考えられます。また、総合体育館においては、福島県沖地震による災害復旧から長い間閉館となっています。令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが2類相当から5類に変更になったことから、このような施設の利用者も令和5年度は増加することが想定されますので、物価高に加え、利用者の増加もさらに町の公共施設関連全体の電気料の支出額の増加に影響を及ぼすことが想定されます。今後の物価高や利用者増加の影響を注視しながら、必要な予算措置を講じてまいります。

次に、2点目の物価高に対する支援等の取組についてですが、内閣府では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策、令和2年4月7日に閣議決定。国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策、令和2年12月8日閣議決定。及びコロナ克服・新時代開拓のための経済対策、令和3年11月19日閣議決定。及び物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策、令和4年10月28日閣議決定の対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設しています。地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症対応のための取組である限り、原則地方公共団体の考えで使用可能となっています。また、感染拡大に対する都道府県による営業時間短縮要請やそれに伴う協力金の支払い等の機動的な対応を支援するため、令和2年11月に協力要請推進枠を創設しています。さらに、緊急事態宣言の発出により人流が減少し、地域活動への影響が全国的に生じることを踏まえ、その影響を受ける事業者に対し、都道府県が地域の実情に応じた支援の取組を確実に実施できるよう、特別枠として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、事業者支援分を令和3年4月に創設しています。令和3年11月12日に政府対策本部にて決定された、次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像において、日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げるため、ワクチン接種や検査による確認を促進することが有効であるとして、都道府県による検査無料化の取組に対し支援を行う検査促進枠を令和3年12月に創設しています。令和4年4月26日に原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議で取りまとめられたコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」では、コロナ禍において原油価格や電気、ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担を軽減するために、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を令和4年4月に創設しました。令和4年9月9日の第4回物価・賃金・生活総合対策本部において、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施する地方公共団体の取組に、より重点的、効果的に活用される仕組みへと見直しを図りつつ、対策を一層強化するため、電力・

ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を令和4年9月に創設いたしました。令和5年3月22日の第8回物価・賃金・生活総合対策本部において、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を増額するとともに、低所得世帯への支援のための低所得世帯支援枠が措置されました。

当町では、令和2年度からこれらの新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用し、感染防止対策、町民の生活、暮らしへの支援、事業者への資金繰り対策や事業継続支援など様々な事業を行ってきました。ご質問の物価高に対する支援等につきましては、令和4年度から新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用し実施しております。令和4年度の原油価格・物価高騰対応分としましては、物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業、漁船省エネ対策支援事業、肥料高騰緊急対策事業を実施いたしました。電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分としましては、省エネ家電の買換え支援事業、社会福祉施設原油価格高騰対策事業補助金、運送業者事業継続支援金、宿泊施設事業継続支援金、農林水産事業継続支援金等を実施いたしました。令和5年度につきましては、5月に新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給したほか、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金の低所得世帯支援枠として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援事業を実施いたします。また、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分といたしましては、町内公共施設エネルギー価格高騰対策事業として、町内の公共施設における光熱費高騰対応分に活用したいと考えております。新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用し、町としてどのような事業を実施していくかは、交付金配分が通知され次第、庁内各課において候補事業を出し合い、優先順位をつけながら実施しているところであります。今後も物価高に対する国からの交付金の配分があった場合の支援等の取組については、国の定める交付要綱に沿った中で支援する内容を精査するなどして事業を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 それでは、再質問します。

最初に、農業展望についてお伺いをしたいと思います。今回担い手の確保ということで質問しておりますが、農業がこの町の基幹産業だと、基盤産業だと、そういう認識はお持ちでしょうか。

○遠藤 満議長 岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長 ただいまの質問にお答えいたします。

町の農業、1次産業の中においては基盤であると、そういう認識をしております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 行政報告見ますと、例えば水稲で作付が655町歩、主食米が376町歩、飼料米が235町歩、備蓄米が54町歩となっております。何か月か前の委員会の資料を見ますと備蓄米が50町

歩ですから、主食米から飼料と備蓄に若干動いたという感じがあります。ただ、430町歩の主食米目標に対して376町歩ですから、実際各農家にすれば、経営的な考えでそういった方向になったのだろうということが思われます。私何で今回担い手確保を、今までもいろいろ議論してきておりましたけれども、そういうことを思ったかといいますと、町全体の農業のいろんな資料、ケースを見ていますと、令和4年度で214戸農家がおって、5町歩未満が約9割、5町歩以上作っているのが1割という中身のようです。先般課長といろいろ打合せしたときには、面積でいうと、いわゆる大規模農家が耕地面積の6割をやっていると、4割はそれ以外だということでありまして。それで、先ほど天候不順で非常に作付もかなり危惧されたと、あのまま雨降らなかったらちょっとけんかになるような、突発したような話もいろいろ聞きました。やはりこの農業、天候に左右されるということなのですけれども、今現在こういう形でやっているけれども、10年後、20年後、誰がこれを作っていくのであろうかと、私はそう思ったのです。それで、県で唯一ワンストップセンターできたと。でも、農業者ごく一部は知っているかもしれませんが、一般的に町民の方は誰も知らない。そんなのあったのだと、新聞に載っていたのだからみたいな話なのです。今新地町でも、震災の次の年だか、平成24年ぐらいから始まって7人ぐらいの担い手が出て、3人ぐらいはもうお金が出なくなって独立しているやに伺っておりますけれども、現在4人やっているということですが、今までのこういった担い手の取組が結果としてどうだったのか、この辺をどう考えているのか、この辺についてちょっとお聞かせください。

○遠藤 満議長 岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長 ただいまの質問にお答えします。

これまでの担い手の新規就農者に関しては、今議員おっしゃられましたとおり、現在は4名であると。これまでその支援関係等が終わった方もいるということでありまして、やはりそういった部分に関しまして、去年できました福島県農業経営・就農支援センターといった部分は、あくまでも新規就農者だということではございませんので、そういった部分での連携を取りながら今後の支援策、さらにはどういった要望があるのかといった部分も聞き取り調査しながら今後の対応をしてみたいなと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 ワンストップセンター、非常に各農家、関係者から喜ばれていると思います。今までそれぞれのいろんな団体でやっていて、資金はこっち、あれはこっちみたいなのがワンストップでできるということなのですが、かなり福島市ということで遠いということもありますので、地域協議会、各方部にできているのですけれども、いわゆる早い対応といいたまいますか、これが原町の農政事務所辺りにあるのですか、この辺の活動がどうなっているのか。さらには、そういうことで前段も移住、定住の話ありましたけれども、有機農業をやりたいと町外とか県外あたりか

ら言っていて、そういうのをすばっとやって、すばっと対応できるような形になるのかどうか、まだソフトランディングの段階なのか。やっぱり私思っているのは、今余力があるうちにきちっとしたこういった基盤をつくって、今4人ですけれども、本来であれば10人候補とか20人とか、そういった目標値を持ってやっぱりやっていきませんと、私ごとを言えば私の兄もやっていましたけれども、1か月で亡くなってしまうというような状況があったり、高齢化の農業者の方、大規模にやっている方々もいらっしゃいますから、では誰がやるのだと。ある90町歩やっている農家の方に、この人たち作らなかつたらあなたやるでしょうって言ったならば、もう限界ですというような話もありましたし、やっぱりこういった余力のあるうちに基盤をつくっていく、底上げをしていく、こういった基本的なスタンスが大事なかなとずっと思っているのです、この辺についてお聞かせください。

○遠藤 満議長 岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長 ただいまの質問にお答えします。

まず、福島県の農業経営・就農支援センターというものでございますけれども、こちらできたばかりでございます。ただ、そこには2023年度の目標といたしまして1,200件の相談件数、さらには新規就農者というような形の中で340名以上を確保するというような目途がございます。そうした中でのワンフロアということで、20名体制で今事業運営を行っておるわけでございます。また、県におきましても、そのことを踏まえまして、浜通り関係だけの部分でちょっとお知らせします。相双農林事務所におきましては農業振興普及部がございまして、その下に就農コーディネーターというものを設置しております。こちらに関しましても農業の経営基盤、そして就農の相談窓口というようなことを担っております。そのことも充分PRしながら活用を広めて対策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 前段に二本松での新規就農者の懇談会に市も県の担当者もいろいろ来て、様々な懇談をなされたという話もしましたけれども、やっぱり一番大きいのが資金なのです。農業やる、何するにしてもお金がかかる。先ほど、今日昼間のちょっと昼休みにテレビを、NHK見ておりましたら、宮城県の栗原でパプリカの栽培をやっているというような若者を見ましたけれども、かなり最新式の大規模な、億単位のような金のかかるような、それこそ大震災の補助金でももらえなければやれないような施設でしたけれども、そこまで行かなくても、やる気のある若者がやっぱり安心してやれるような体制というものをどう構築していくかということだと思っております。今のいろんな制度資金あるではないですか。これも委員会なんかでもお話ししていますけれども、やっぱり2分の1とか3分の1とか、自己資金がないとなっていく、回っていく。だから、貯金を崩さないと食べていけないみたいなのがあります。あとはもう資金面と、やっぱり技術的な問題ですか

ら、既存の農家の方々、農家の方々も忙しいですけれども、やっぱりそういった新規就農者にアドバイザーというのかな、一緒について支援していくような地域の方々の取組がやっぱり形として、町としてそういう形、スタンスをつくるべきなのではないかと思います。ワンストップセンターで来たから何でもそっちへ行ってお任せではなくて、町としてこういう基本的な方針で臨むのだと。農業振興5か年計画って昔あったような気がしましたけれども、今は総合計画になっているのかどうか知りませんが、何年後に何人つくる、5人つくる、こういった方向にするみたいなある程度方向性をつくって、計画をつくって、それとワンストップセンターと連携をして実現していく。そういったようなことをきちっと全町あるいは対外的にも公表していろいろ農業に目を向けてもらうと、こういった取組が大事かなと思いますけれども、この辺どうですか。

○遠藤 満議長 岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長 お答えいたします。

まず、新規就農者に関してでございますけれども、やはりこちらの育成をしていくといった部分におきましては、地域のベテランの農家の皆さんの援助なり指導なり、そういったものも大切なのかなと思っております。やはり新規就農という部分におきましては、農業の未経験者がほとんどであるわけです。そういった部分でベテラン農家の方も見守っていく。そして、資金関係の面もございいます。そういった部分に関しましては、まずは町と協議をして、その支援策に関して就農の支援センターなり、そういった部分に引継ぎを行うなどして後継者育成といった道筋を立ててまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 前段でも話ありましたけれども、やっぱり結構ホームページとかもみんな見ているのです。ですから、農業に関心ある人、やっぱり新地町ぽっと出て、ぽっと例えば農業やりたい人みたいなのが出ていけば、そこでいろいろつながっていくという形もありますから、その辺の工夫であるとか、あるいはやっぱり新地町が基幹産業でとにかく農業を応援するぞみたいな、そういったワンストップで新規就農者にすぐ行けるよみたいな形がやっぱりきちっと町民にも町外にも定着すれば、おのずから移住者とか、そういったものの道が開かれるのかなと思いますから、この辺についてはしっかり内部でも政策調整会議なんかでも議論されて前に進めてほしいなと思います。

子どもとともにやる農業体験取組についてです。先般ある建設会社の社長さんとお話をしました。私が兄がこういう状況になって農業をやるようになったという話をしたら、彼は第一声で何と言ったかという、農業はもうかるのですかと、こういう話をするのです。建設会社ですから、そういう発想なのかなと思いましたが、私はいろいろちょっと考えて、責任があると、そういうお話をいたしました。先ほど町長が答弁されたように、農業、もちろん天候に左右されるけれども、

食料を供給する、国土の保全、水源涵養、自然環境、あらゆるメリットがあるということです。今線状降水帯、災害問題かなり出ていますけれども、田んぼダムという考え方もありますから、こういった観点で基盤、全体の底上げをするためにやっぱり子どもたちとともに農業体験、こういったものをもっともっと活発にやってほしいなと思った次第です。ただ、今までそれぞれやっております、学校のニュースなんかには出ているようですけども、一般町民的にはあまり知られていないのかな。新聞に時々載れば、やっているのだなという形がありますけれども、やっぱりそこは農業サイドと教育サイドがもう少し連携をして、きちっとこの時間を取ってやる。さらに、そういった取組があったときに、やっぱりマスコミです。最近テレビ、毎日のように田植をやっています。前からも田植のテレビってありましたけれども、最近ものすごく多い、毎日と言ったら語弊がありますが、今日はあっち、今日はあっち、今日はあっちみたいにやっています。それぞれの市町村でやはりこういう危機感があるので、こういった農業を子どもたちと一緒にやっていますみたいなPR、こういったことをやっているのだろうと思います。学校も今まで総合学習の時間、100時間やっていたのがこれ70時間に削られてしまったのだ、英語教育のため。英語もいいのだけれども、そういった体験学習というものを新地町の基幹産業と相まって、歴史や文化と相まってきちっと発展させていくと、併せてそのPRもしっかりやっていくと、それがやっぱり将来につながると私は思うのです。この辺についてお聞かせください。

○遠藤 満議長 岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長 今議員おっしゃられましたマスコミに対するPRの不足という部分でありますけれども、認識しております。やはりそういった活動関係等におきましては、マスコミに撮られる、撮られない関係なく宣伝効果を広めてまいりたいなと思っておりますし、あと学習関係であります。この農業、農村の体験学習の項目に関しましては、1点目としましては命を相手にする活動であること。2点目といたしましては地域の人、暮らし、なりわいの中に分け入った体験ができる活動であること。3点目といたしまして私たちの暮らしに直結する活動であるというような項目を掲げた中での体験学習であるということであります。まず、そうした中で農業、農村体験というのは、今言ったとおり感じる、発見する、知る、考える、食べる、作る、交わるといった子どもたちの様々な能力の発展の源でもあるのかなと思いますので、そういった部分に関しまして継続して町としても支援体制のほう、学習体験をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 次に行きます。公共施設関連の値上げの関連ですが、先ほどの答弁で1,873万円、20パーセントぐらいの値上げがあったと、公共施設関連でもゆゆしき事態だというお話をいただいたわけでございます。もちろん第一感として電力会社が勝手に国に出して上げるわけですけども、町としても、自営ということではありませんが、例えば太陽光、学校なんかは売電なんかし

ていますけれども、役場なんかはただ災害用に充電しているだけ、改善センターもそうなのかな。やっぱり役場の中で使って残ったのを充電バッテリーに入れる、そういったようなシステムに変えて、少しでも節電ではないですけれども、経費削減というのも検討課題なのかなと思いますが、この点いかがですか。

○遠藤 満議長 齋藤高史総務課長。

○齋藤高史総務課長兼会計管理者 今ほどありました役場の太陽光につきましては、整備の段階で防災用の太陽光のシステムということで太陽光の電力を蓄電池にためるような仕様になっていて、役場内で電気を使うというような仕様にはなっていません。現状では、議員お話しのように売電する設備にはなっていないということです。仮にこれを売電するということになれば、現状のシステムがそのようになっていけませんので、当然設備投資をして改修しなければならないということで、経費がかかってしまうということになります。それから、その太陽光のシステムを整備するに当たって、国費が入っております。防災という観点で太陽光を整備したということもありますので、売電をするのであれば国との調整というものも出てきます。役場の太陽光の施設をすぐ売電できるように変えるということは、そういった面からも難しいと考えます。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 私、売電しろって言っているのではない。役場は太陽光あって、発電車の災害用のバッテリーに充電していると。災害がなければ何十年も充電するだけ。充電と云って実際は容量決まっていますから、あとは放電するだけです。非常にもったいないのではないかと。一般のバッテリーでも充電すると、もう充電終わりましたよと、こうなるわけですから、多分線の切替えとかよく分かりませんが、専門家ではないから。やっぱりその辺を、バッテリーが満杯であれば役場の電気にも使えるようになれば役場の電気代の節約になるのではないかと、こういうお話をしているわけでありまして。たしか何年前調べたときに、役場と改善センターで年間1,000万円ぐらいの電気代という認識をちょっと持っていた記憶があるので、そういったことも、やる、やらないはともかく、電気事業者にそれを切替えるのはどのぐらいの費用がかかるのか、あんまり莫大にかかるのではあれですけれども、そういう研究、検討をすべきではないかと、こういったことを申し上げております。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 井上議員のおっしゃることを理解しながらやっていますが、私個人的なというか、個人の家でやっている場合、はっきり言わせて、太陽光を上げて売電しても、あるいは蓄電にしてもペイはしません。マイナスです。あと、蓄電池、今リチウムです、ほとんどが。そうすれば、更新時期が来ればとんでもない負担になっていくと。ですから、新たな太陽光設備でお金をもうけるというのは、非常に価格が高いところでやるのはいいと思いますが、それ以上に経年で10年以上たってくれば非常に難しいのではないかと思いますので、今のところは町はとにかく防災に、ここ

が電気だけでは駄目だということで、それはご理解していただきたいと。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 水道企業団で発電していますよね。施設の中使って、あつちは売電していますけれども、売電はしなくていい。施設の中、役場で使う電気って結構大きいですから、これで使って、最優先で防災のバッテリーをあれして、余った分を役場で使うようにすればいいのではないかと、そういうのを切替えるのにそんなに費用はかからないのではないかとということを提案しているだけ。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 今の部分、基本的にバッテリーに充電される以外は東北電力に流れるか、ここで使うかしかないの、今井上議員が言われた、電気はその辺に投げるわけにいかないの、放電今多分やっていないと思います。ですから、調べてみます。そして、あと個別にご答弁したいと思いません。よろしくをお願いします。

○遠藤 満議長 井上議員、今の部分については通告もなかったから、今急に答弁している……

〔「俺もしゃべる気なかったんだけど」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 その辺ご理解して質問してください。

10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 では、物価高に対する支援について、丁寧にご答弁いただきました。いろんな制度資金来ますが、町に来るのは形としては地方創生交付金という形で来るというイメージですか。それとも、いろんな名前がついてくるとということ、今まではコロナ関係で3億円近いお金が来ているのかなという思いがありますけれども、そういったイメージで来ているのでしょうか。それがまた割り振りができるのはいつ頃分かるのか含めて。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど町長が答弁いたしましたけれども、令和2年度から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで令和5年度まで毎年交付金が交付されて、現在もおります。その交付金の対象でこういったものに使うと、推奨するという事業について、毎年毎年その状況によって国から町に対して今回はこういったものに、今回はこういったものにとということで推奨事業が提示されております。基本的には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で来るという認識でおります。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 やっぱり物価高ですから、電気代負担軽減のための交付金、本来であれば今ま

で低所得者対策ということでいろいろ5万円とか、そういうあれがありましたけれども、全体があれだということもありまして、直接町民全体ならば一番いいのですけれども、これも国の考え方ということもありますから、そう簡単ではないかと思いますが、例えば事業者、中小業事業者の関連は、例えば農業関連でいえばもみすり代の電気代だけ補助しますよとか、省エネ家電とか設備を設置したらその分補助しますよという縛りがありますね。物価高、電気高、これかなりあらゆる面にこういった縛りをなくすよう、限定しないでやっていただけるようにやっぱり国、県なりに要請してほしいなと思います。あわせて、コロナ特例で生活資金の小口貸付けとか、いろいろあれも出てくると思うのですけれども、この周知徹底というものがやっぱり大事だと思います。国から来たあれをだあっとそのまま出すのではなくて、分かりやすい言葉で広報なりチラシなりで周知をしていただくと、そういうことをお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○遠藤 満議長 井上議員、確認します。今のは質問ですか、要望ですか。

○10番井上和文議員 今、物価高の制度資金の支援についてきちっと広報してもらいたいという、広報というのだから、分かりやすい言葉で言うと。あとは、いろいろ国に対して要望する……

○遠藤 満議長 要望事項なのかという、今のは。質問の中身が要望しているのはって、要望で終わりなのか。

○10番井上和文議員 周知してもらいたいと思いますが、いかがですかという。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

事業者に対してこれらの交付金の様々な事業、使いやすく周知してほしいということだと思えますけれども、今までもそのつもりでやっておりましたが、なおこれからもより分かりやすく周知していきけるように、頑張っていきたいと思えます。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 物価高対策ということで、前段にもお話ししましたがけれども、これから暑い夏が来る。お年寄りの方々、電気代高いからエアコンかけない、そういった心配がございます。最近防災無線なんかでも呼びかけているようですけれども、やっぱり高齢者とか低所得者とか、あるいは社会福祉施設なんかでも実際2類から5類に変わろうがやることは同じで、費用も増えているのだらうと思えますけれども、そういった現場の声も踏まえながら、やっぱり電気代高騰、特に高齢者とか弱い立場の人を重点的に対処していくと、これに力を入れてほしいと、最後にお聞きしたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

困窮者とか低所得者のための支援ということで令和5年度、今年度ですけれども、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援事業として、640世帯掛ける3万円ということで補正予算を計上しているところがございます。それと、今後もこういったコロナの交付金の事業、国から交付の内示というか、通知があった場合につきましては、先ほどおっしゃったようないろいろな低所得者の方々も含めて交付金配分、どのように使うかという部分について、庁内各課よく協議して決定していきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 これにて10番、井上和文議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時40分 再開

○遠藤 満議長 それでは、再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

6番、吉田博議員。

〔6番 吉田 博議員登壇〕（拍手）

○6番吉田 博議員 議席番号6番、吉田博議員です。これより通告書に従って一般質問を行います。

井上議員からもお話がありましたが、令和4年2月24日に国際法を無視したロシアのウクライナ侵攻から1年4か月が過ぎようとしております。ロシアのプーチン大統領もこの戦いがこんなに長引くとは予想外だったのではないのでしょうか。依然として多くの人々が住まいをなくし、命を奪われ、そして世界中の経済に悪い影響を及ぼしていることに大きな憤りを感じますとともに、一日も早い戦争の終結を願うものであります。

さて、令和5年第2回新地町議会定例会における私の一般質問の1件目は、学校給食無償化の是非についてであります。そもそも学校で給食を出すということが始まったのは、明治22年に山形県鶴岡の大督寺というお寺の中に建てられた私立の小学校ということのようであります。生活が苦しい家庭の子どもたちが無償で昼食を用意したのが日本における学校給食の始まりと言われております。文部科学省の統計によると、令和3年5月1日現在の国公立、そして私立の小中学校及び中等教育学校の学校給食の実施率は95.6パーセントとなっております。日本の義務教育学校のほとんどが学校給食を行っているということだと思います。しかし、この学校給食の無償化となりますと、いろいろな意見があります。埼玉県にある自治体では、戦後の学校給食の役割は終わったとか、親の愛情の籠もった弁当を持たせることで親子の絆を深めたい、それと学校給食を廃止してその費用を教育投資に回すべきとの意見や、兵庫、神奈川県のある学校では、経費削減のため外部委託による仕出し弁当方式の給食を開始しましたところ、異物の混入や食べ残しの多さなどによって自校方式によ

る提供を再開したこと。あるいは、共働きなので、学校給食があると弁当を作る手間が省けて助かるなど、いろいろな意見があって、95パーセント余りの学校給食が今も行われているものと承知しております。

そこで、まず1件目の学校給食無償化の是非についてであります。初めに、学校義務教育法では教育費用は国または地方公共団体が負担するということになっております。しかし、学校給食法では給食費用は保護者が負担するとなっております。私は、そこに矛盾があるのではないかと思います。町の考えをお伺いしたいと思っております。

次に、2点目、前にも言いましたが、ロシアのウクライナ侵攻と円安に伴い国内の物価が大変高くなっており、地方創生臨時交付金を活用した子育て支援の対策として、昨年度の学校給食費を無償化した自治体が30パーセント台になったことが日本農業新聞で報じられました。私は、物価高騰による子育て支援の対策として、我が町の小中学校の給食無償化を行うべきと考えておりますが、町の考えをお伺いいたします。

3点目ですが、他の市町村で学校給食を無償化したとはいっても、我が町でもいたしましょうと簡単にお金が出てくるわけではありません。そこで、提案したいことは、給食無償化の財源はふるさと納税として返礼品の多様化を行い活用すべきと思っております。町の考えをお伺いいたします。

次の2件目の質問であります。ひきこもりという言葉が社会に出始めたのが1980年から90年代にかけて、若者が家の中から外に出ない、一日中家の中にいるということからでありました。それから30年がたち、その当時の若者は40代から50代となっており、その親が70代、80代となり後期高齢者となった今、こうした親子は社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻なケースが目立ち始めているという専門家がおられます。また、若いときは何も問題なく会社勤めをしていて、管理職などの重要なポストに就いてから会社に行くことができなくなったり、人と話すのが嫌になって家に引き籠もるといった人が出たり、多種多様な要因からこのような事態が起きているという専門家の見方もあります。これまで若い世代のひきこもりは、親たちが働いているのでそれなりの収入もあり、一家で暮らすことは容易でありましたけれども、親の退職、高齢化によって経済的な負担が多くなり、またひきこもりという家庭の事情を知られたくないということで隠したりといった社会との隔離によって、相談もできない状態をつくるというような悪循環がますます孤立をつくり上げてしまうという現象が起きております。そして、80代の親の年金で50代の子どもとともに生活する現象を8050問題として社会的な問題になっているということであり、我が町でも対策が必要ではないかとの思いから次の質問をいたします。

1点目は、内閣府の調査によれば40歳から64歳のひきこもり推計が61万人余りに上ることから、これは対岸の火事ではないかとの思いから、町内の現況をどのように把握しているのか、またこれから先どのような取組をしていくのか、町長の考えをお尋ねしたいと思います。

2点目は、8050問題の実態を調査し、必要があれば行政支援を行うべきと思っております。町長のお

考えをお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 6番、吉田博議員の質問にお答えをいたします。

初めに、学校給食無償化の是非についての1点目、学校義務教育法では教育費用は国または地方公共団体が負担することとなっており、学校給食法では給食費は父兄が負担することとなっている。矛盾していると思うが、町の考えを伺うのですが、国が定める学校給食法第11条第1項では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者が負担するとし、同条第2項では前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費、学校給食費は学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担とすると定めております。また、同法施行令第2条においては、義務教育諸学校の設置者が負担すべき経費が示されております。つまり給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費及び学校給食に従事する職員の給与は学校設置者、それ以外の学校給食用物資購入費は児童生徒の保護者が負担することと定めております。安心、安全な食材を用いてバランスの取れた給食を提供するには、保護者の方が納付される給食費で賄われており、大変大切なものと認識しております。一方で、日本国憲法第26条第2項には、全ての国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とすると定めておりますが、昭和39年2月26日の最高裁判所判例によれば、教育提供に対する対価とは授業料を意味するものと認められるから、同条項の無償とは授業料不徴収の意味と解するのが相当であるとしております。このことから、町では保護者が給食費を負担することは、憲法で定めている義務教育はこれを無償とするということに矛盾してはいないと考えております。町でも令和4年12月議会で答弁したとおり、学校給食で使用する米の購入費の全額補助を行っており、児童生徒1人当たりにかかる給食経費のうち米飯給食助成金が占める割合は約14パーセントであり、保護者の負担軽減を行っております。また、生活保護を受給している世帯やそれに準じた世帯など、経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対して、町では就学援助制度を適用し、学校給食に係る経費などを含め、義務教育を受けるために必要な支援を行っております。今後も本事業に継続して取り組み、子育て世帯への支援に努めてまいります。

2点目、物価高騰による子育て支援の対策として、小中学校の給食無償化を行うべきと考えているが、町の考えを伺うについてお答えいたします。町では物価高騰に伴う子育て世帯の支援策として、令和5年度の学校給食への一部支援を計画しております。物価高騰の影響に対する緊急措置として、小中学校の児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用して、食材費の物価高騰によって値上げせざるを得ない学校給食費の一部、いわゆる値上げをした部分を補助し、保護者負担額を増やすことなく学校給食を安定して提

供してまいります。現在のところ、町では給食費の完全無償化やさらなる軽減措置については考えておりませんが、今後給食無償化に関する国の動向を注視してまいりたいと考えております。

3点目の給食無償化の財源はふるさと納税の返礼品の多様化を行い活用すべきと思うが、町の考えを伺うのですが、町のふるさと納税の返礼品については、平成27年度までは町特産品セットのみでしたが、現在はコシヒカリや天のつぶ、純米吟醸酒鹿狼山、リンゴジュース、いちじく愛す、しんちゃんカレー、味菜たれ、レモネードスタンドギフトボックス、ビーフミートボールギフトボックス、令和4年度からはタコシウマイと干し芋と、徐々に種類を増やしております。また、令和2年度からはインターネットを通じてふるさと納税ができるふるさと納税ポータルサイトを活用したふるさと納税寄附金の受付を開始しました。ふるさと寄附金の受付金額は、平成30年度は約125万円でしたが、令和3年度は約1,735万円、令和4年度は約1,048万円と、直近は1,000万円を超える額に達しております。今後も返礼品の多様化や様々な取組を行い、寄附金のさらなる確保に努めてまいります。また、現在の町のふるさと寄附金の使途は、人と自然が共生するまちづくり事業、安全に暮らせるまちづくり事業、ふれあいと安心の地域づくり事業、心の豊かさとゆとりを育む人づくり事業、地域資源を活かした産業づくり事業、交流が広がるまちづくり事業、新しい時代に対応した仕組みづくり事業、その他町長が必要と定める事業の8事業が寄附者が選択し寄附する仕組みとなっており、現時点では給食費の財源に直接充当しておりません。給食の無償化については、先ほどお答えしたとおりですが、今後特徴的な事業やプロジェクトを行う場合に一つの具体的な事業とその事業費を明示し、それに対し賛同いただける方から寄附等を受けるクラウドファンディング型も新たな事業の財源を確保する手法の一つとして検討してまいります。

次に、8050問題の現状と対策についての1点目、内閣府の調査によれば40歳から64歳のひきこもり推計が61万人余りに上るといふ。町の現況をどのように把握しているのか、またどのように取り組んでいくのか町長の考えを伺うについてですが、内閣府の調査は子ども・若者の意識と生活に関する調査において、この若者の部分の40歳から64歳を対象に、その部分だけを捉えて回答させていただきます。を対象に質問について回答してもらい、その中のふだんの活動、外出状況、困難に直面した経験等により広義のひきこもりの定義を定め、その年代での出現率を求めたものであり、その出現率は直近で、最近の新しいものでは2.02パーセントと示されております。当町では今のところ、ひきこもりに対する調査はしておりません。また、ひきこもりに対する相談の件数もなく、その対応として福島県が行うひきこもり家族教室の一般公開講座の案内を広報紙に掲載したり、ひきこもりに関する相談をしている機関のチラシを窓口置くなど、情報の提供を行っております。

2点目の8050問題の実態を調査し、必要があれば行政支援を行うべきと思うが、町の考えを伺うについてですが、ひきこもりに関する調査をしても、当事者もしくは当事者の家族から声を出してもらわなければ支援にはつなげられません。まずは、当事者とその家族に問題意識を持ってもらい、声を出しやすくする環境づくりが大事と考えておりますことから、町では引き続き相談に関する情

報提供を行い、専門家の相談機関につないでいくなどして各種支援に結びつけていきたいと考えております。

以上であります。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 それでは、最初の学校の義務教育法の矛盾点についてお話をさせていただきます。

憲法云々あるいは裁判所の判例等によって、これはもう合法だというような回答でございます。ただ、昭和43年には小学校の学習指導要領、それから昭和44年に中学校の学習指導要領、この改正に伴って中学校の学校給食は特別活動の中の学級指導に位置づけられております。これは、あくまでも先ほど言いました、学校の義務教育法の26条でしたっけ、それを受けた学校給食法でこういった指導を行っているのではないかというような私の解釈なのです。この43年、44年の指導要領の改正が、また平成元年に小学校、中学校の学習指導要領が改正されて、給食は特別活動の中の学級活動に位置づけられました。これは、私は法の定めによってこういったものが位置づけられている、学校の義務教育の事業の一環であるというような解釈をすべきと思いますが、町の考え方はどうなのでしょう。改めて伺いたします。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 特別活動と位置づけたということでございますが、まさしくそう位置づけられているのです。それは、ただ単に給食時間を生徒に任せているのではないよと、先生方もそこにタッチしてくださいというような形でおかないと事故等があった場合には非常に困ると、異物混入とかですね、それで位置づけたわけです。さらに、栄養を給食でもきちんとしないといけないということで栄養教諭をそこで指導させようではないかということで、栄養のバランスを取っていかなくては行けないと。戦後何でも食べさせようと、腹が空いているから何でも与えようという時期がありました。しかし、塩分が非常に多過ぎるとかカロリーが多過ぎるのではないかというような話題が出てきました。それで、現在は栄養教諭が各地区に1名おりまして、栄養士もいらっしゃいます。そういう人を位置づけるためには教育活動の一環だとしなければならないわけでございます。栄養教諭等については国、県からのお金で給料を支払っておるわけでございます。市町村単位ではございませんということを一応申し述べておきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 私には理解できない部分がありますけれども、それでもう一つなのですけれども、学校給食の11条2項の中で、ここで食材料費と光熱水費は保護者が負担するというようなことをうたっております。しかし、この中で、昭和48年6月の文部省の体育局での回答なのですが、光熱水費については学校の設置者が負担することが望ましいとされているというような文言もあるわ

けです。そうすると、今現在この光熱水費については親からは徴収していないというような解釈でよろしいのですか。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 そのとおりでございます。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 それと、もう一点なのですが、給食費を取っているということは、学校の誰かが給食費を回収しているわけですね。全て例えば口座振替というようなことではなくて、誰かが、学校の職員が給食費を回収しているのですか。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 間違いのないように口座振替でございます。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 それを聞いて安心しました。やはり今までは、我々のときは学校の先生が徴収していて、なかなか滞納しているというような方もいらっちゃって、大変学校の先生に負担をかけたというような記憶があるものですから、あえてお伺いしてみました。

次の物価高によって、さっきもちょっとした話がありましたけれども、国から支援金が出ていますね。国からの物価高に対する支援金というのですか、出ておりますけれども、多くの学校が、福島県では31校がこの支援金を利用して物価高に対する学校給食の無償化というようなことをやっているわけです。これをもって、このお金を利用して全国の給食を無償化している学校よりも、県のほうがちょっとパーセンテージとして無償化の学校が上になっています。こういったことを踏まえて、私はこの制度を利用して、一時的な期間であっても無償化ができたのではないかと思うのですが、これはなぜできなかったのでしょうか。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 幾つも要因はあると思います。というのは、一旦無償化したものを無償化しませんよという具合にはなかなかいかないだろうと、これは一つの考え方だろうと思います。もう一つは、幾つか候補出ているのですが、全てのを、結局一つはPTAから組織だって要望書を毎年出していただいているのです。こうしていただきたいというのが重点項目が幾つかあって、その中から検討してなるべく要望に応えるように一生懸命努力しているわけです、町では。その要望にも上がってきていないのをこちらからけしかけて、お金こちらで出してやるよという具合にはいかないだろう、そのほかに欲しいのがたくさんあるわけですから。ですから、それも考えていかなければならないということと、大きなのは実は令和の日本型教育というのが出てきたのですが、教育基本法、全面改正になりました。それはなぜかということ、最近自制心、忍耐力、そして規範意識が非常に若者たちに少なくなっている。それはなぜだろうかということで、これは甘やかしがやはり大きな原因だろうと。それについては地域、家庭、学校、全部で三位一体となって見ていかな

くてはいけないだろうということで、一つは新しい令和型の中では主体的な学びをさせようと、主体的で対話的な学びというのですが、そういうのをやらせましょうと。もう一つは協働的な学びをさせましょうと、グループによって学ばせましょう。あるいは、地域の方の力も借りましょうと、みんなでやりましょうと。人間は社会的な生物ですから、皆さんで子どもたちを支えていきましようというようなことが出てきました。ただ、先ほどから言っている自制心と忍耐力と、それと規範意識だけはしっかり持たせましょうと。やはり教育の根本というのは立派な社会人として人格を持たせて世の中に送り出してやる、学校では訓練していく場所だという強い考えがありますから、そういったところで、やっぱりそういった面では甘やかしにならない優しさと傲慢にならない強さ、それらをバランスよく教育してやりましようという考えがあるので、そのようになったのだらうと思います。やはり一つは要望を厳守したということもございますので、よろしく願いいたします。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 父兄からの連絡がなければ実施しないというようなことなのかなというような思いを持ちました。

それで、先ほど町長から米の現物支給をしているのだというようなお話がありました。学校給食に米を……米代金を払っているというような理解でよろしいのですか。そうすると、その米代金でもって14パーセントの給食費が減額になったというようなお話がありました。これは、そうすると今まで保護者から徴収していた給食費が14パーセント安くしたというような理解でよろしいのでしょうか。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 これにもいきさつがございまして、大堀町長さんのときから正したわけですが、実は震災以降に給食で使用していた米は新地の米でございませんでした。地産地消ということで使っていたのは会津米でございまして。それはおかしいでしょうと、東京に行って、新地の米はおいしいですよと行って新地の米を売りに行っているわけです。では、給食で何食べているのですかという、いや、ちょっとと言って会津米食べているわけですから。それを理解していただくのに時間がかかったのです。そのときに町長さんおいでになって、これはいいなと、それをやっしまおうということで、それを約束しようということで、皆さん地元の米を食べてくださいという形で使ったわけです。そういうきっかけがあるので、お金は米の分だけは、安くはなったのです。米飯の米の代金は無料で給食ができるようになったわけです。そういった理由でなったのだといういきさつがございまして、よろしく願いいたします。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 その辺のからくりがちょっと分からないのですけれども、そうすると例えば1か月に3,000円の学校の給食費を保護者からもらっていたのが、3,000円から14パーセントを引いた金額、二千いくらか何だか分からないのですけれども、その金額に変えて徴収しているというような

ことよろしいのですか。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 そのとおりです。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 了解しました。

それでは、続いて給食の無償化の財源をふるさと納税でもって充てたらどうかというような質問をいたしましたところ、学校の給食費にはふるさと納税は充てることができないのだというような回答だったと思いますが、そうするとその税収というのは、当然国からの交付金なりなんなりというのはある程度ひもつきみたいなもので来る場合もあると思うのですけれども、こういった返礼品の使い道というのは、それはもう一般財源として勝手に使うことができないというような、そういう解釈になるのでしょうか。

○遠藤 満議長 齋藤高史総務課長。

○齋藤高史総務課長兼会計管理者 今のご質問に関してなのですけれども、充てることができないということではなくて、現時点では充てていないということです。先ほど町長からの答弁で言いましたとおり、今の寄附金の使途というのを8つほど挙げましたが、その8つに当たる事業に充当しているという整理でございます。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 8つの事業があると。これ返礼品に対して8つの返礼品があるというような、この8つの事業の返礼品があるというのは、それもう一回説明していただけませんか。

○遠藤 満議長 齋藤高史総務課長。

○齋藤高史総務課長兼会計管理者 8つの返礼品ということではなくて、寄附金を受けるときに8つの事業をお示しして、そのどれかを選んでもらうというような充当の仕方をしているということでございます。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 よく分かりました。そうすると、今後、学校の給食費に充てるのだというようなことも可能になるわけですね。

○遠藤 満議長 齋藤高史総務課長。

○齋藤高史総務課長兼会計管理者 現状でも、制度としては学校の給食費に充てることは可能です。やる、やらないではなくて、制度的には可能と言っています。それは、8番にその他町長が認める事業ということがございますので、それが町長が必要だと認めれば、現状で充当は可能です。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 その返礼品についてなのですけれども、去年、一昨年ですか、たしか1,100万円ぐらいのふるさと納税が昨年度はちょっと40パーセントぐらいかな、収入が落ちたというような

新聞報道を見ました。これらについては、やはり返礼品をつくるということは町内の産業が活性化するのではないかなという思いもあります。そして、いろいろな、町内には何かをつくったり、ものづくりというようなものにたけた人がいると思うので、そういうような人をどんどん、どんどん発掘してその返礼品の数を増やしていけば、いいことになるのではないかなという思いもいたします。

それから、先ほど町長がおっしゃいました、国で無償化に対する動きがあればいいけれどもという話がありました。私もそのように思います。しかし、この前、3月の31日だったと思いますけれども、国会与党の幹事長がこんなことを言っているのです。学校給食の無償化を政府に進言するということをやっていました。これは3月の31日、私テレビか何かで聞いています。そして、4月の統一選挙が終わったら一切その言葉が聞けなくなりました。私的に思えば、いつもやっているとおりの選挙の言葉だったのかなという思いを持っています。しかし、そういったことを考えたときに、やっぱり国で本当にやってくれるのかどうかなという思いもありますので、給食の無償化はやっぱり自前でやるしかないなという思いもしております。したがって、ふるさと納税の返礼品を多様化していただきたいという思いを持っております。

次に進みます。時間がないので、先ほどのひきこもりの件でありますけれども、私が見た61万人という内閣府の調査による発表と町長の答弁とはちょっと食い違っている部分があったようでもありますけれども、そしてまた町ではそういった人のお話がというか、来ていないということでもあります。もしそういうような人が来た場合に町のどの窓口が対処するか。来たらすぐにこれこれ、こういうようなところが県にありますから、国にありますからというそのパンフレットなりなんなりを渡してしまうのか、あるいは一時的に町の役場の中のどの係でもって受け入れて話を聞くのか、その1点ちょっとお伺いしたいと。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 先ほど町に相談はないという回答をさせていただきましたが、これはなぜかという、ひきこもりの認定をされていたか、いないかということがあります。ですから、その認定をするためには、非常に多くの専門員を含めているんな方がこの方はひきこもりだと。ひきこもりの中には病気の方は含まない精神的疾患ということですから、疾患というのはおかしいのですが、精神的病という、そういったことがありますので、非常に私の先ほどの回答は誰が認定するか、見立てるか、そこが曖昧だったものですから、そのように回答させていただきました。ただ、正直言います、そうではないかと思われるような方の相談はゼロではないと。それは、地域包括支援センター、しんち福祉会に委託をしているところ、あるいは保健センターに若干あるとは聞いております。それで対応していると、どうしたらいいかと。そのほか県ともつなぎながらどうしましょうかねという、そういう相談はやっておりますので、先ほどはそういうひきこもりの認定が非常に微妙なところがあったので、そのように回答させていただいたということでもありますので、保健師のところ

でもいいし、地域包括支援センターでもいいですから、ひきこもりなのだというならそのようにして相談していただければ、非常に私たちとしては助かると思います。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 そうしますと、そういった相談者は、万が一私のところに来たときには、役場ではなくて、保健センターに行くように、というような回答でよろしいのですか。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 今言いましたように保健センターもあります。役場で結構だと思うのです。あとはしんち福祉会の新地ホームの事務所に地域包括支援センターが設置されておりますので、そこに相談してみれば、と言っていたら結構だと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 続いて、8050問題であります。実は私の周りにもこれに当てはまるような方がいらっしゃいます。だからといってどうなのだというような、声がけができるような状況にないわけでありましてけれども、よく知っている方なのですけれども、いとも簡単に仕事をさせればあるいは解決できるのではないかというような、そんな声も聞かれるのですけれども、やはりこの8050問題、特に50のほうについては、仕事にありつけてもそれが一つのゴールではないというようなことをやっぱり我々も知っておくべきではないのではないかと思います。その親が言うのは、病気なら病気ということで医療施設に送る。あるいは、一緒に今住んでいるのだけれども、離してやったら生活保護の対象になるのではないかとか、あるいは自分一人で生きられないのだから、障害者手帳なり生活保護なりのそういった手続というのができるのだろうか。私そんなこと言われたって、さっきも言ったようにどこが窓口なのだから分からないから言われなかったのですけれども、今町長からいろいろな地域包括支援センターなどというような話を受けたので、そのような回答ができるのかなというような思いをいたします。

こういった8050問題で親子が共倒れの悲劇を生まないためにも、ぜひやっぱり多様な支援をする窓口というようなものが必要ではないかと思います。そして、これらの方々が、そして町民の皆さんが生まれてよかった、住んでよかったと思われるような新地町であってほしいと切に願ひまして、私の質問を閉じたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 これで6番、吉田博議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。
ご苦労さまでした。

午後 3時30分 散 会

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和5年第2回新地町議会定例会

議事日程（第3号）

令和5年6月13日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 報告第 1号 専決処分の報告について
- 第 2 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて
(新地町税条例の一部を改正する条例)
- 第 3 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度新地町一般会計補正予算(第1号))
- 第 4 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号))
- 第 5 議案第44号 新地町税条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第45号 新地町税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第46号 新地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第47号 新地町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第48号 新地町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第49号 菅ノ沢ため池災害復旧工事請負変更契約について
- 第11 議案第50号 令和5年度新地町一般会計補正予算(第2号)について
- 第12 議案第51号 令和5年度新地町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第13 議案第52号 令和5年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第14 議案第53号 令和5年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第15 閉会中の継続審査の申し出
- 第16 閉会中の所管事務等調査の申し出

出席議員（12名）

1番	藤田	修	議員	2番	寺島	博文	議員
3番	齋藤	充明	議員	4番	水戸	洋一	議員
5番	八巻	秀行	議員	6番	吉田	博	議員
7番	寺島	浩文	議員	8番	目黒	静雄	議員
9番	菊地	正文	議員	10番	井上	和文	議員
11番	三宅	信幸	議員	12番	遠藤	満	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大堀	武
副町長	岡崎	利光
教育長	佐々木	孝司
総務課長兼 会計管理 者	齋藤	高史
企画振興課長	小野	和彦
税務課長	中津川	秀樹
町民課長	大堀	勝文
健康福祉課長	佐藤	茂文
建設課長	小野	好生
都市計画課長	加藤	伸二
教育総務課長	木幡	邦枝

職務のための議場出席者

事務局長	佐藤	武志
書記	千葉	奈菜
書記	齋藤	愛斗

午前10時00分 開 議

◎開議の宣告

- 遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名であります。
-

◎議事日程の報告

- 遠藤 満議長 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。
-

◎報告第1号の専決処分報告

- 遠藤 満議長 日程第1、報告第1号 専決処分の報告については、福島県市町村総合事務組合を組織する構成団体の数の減少について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、軽易な事項として専決処分されましたので報告します。
-

◎議案第41号の質疑、討論、採決

- 遠藤 満議長 日程第2、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（新地町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第41号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（新地町税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

- 遠藤 満議長 日程第3、議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度新地町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは討論を終わります。

これから議案第42号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度新地町一般会計補正予算（第1号））は、原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第4、議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは討論を終わります。

これから議案第43号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号））は、原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第5、議案第44号 新地町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これ以て質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これ以て討論を終わります。

これから議案第44号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 新地町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第6、議案第45号 新地町税特別措置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これ以て質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これ以て討論を終わります。

これから議案第45号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号 新地町税特別措置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第7、議案第46号 新地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これ以て質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての討論を終ります。

これから議案第46号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 新地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第8、議案第47号 新地町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての質疑を終ります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての討論を終ります。

これから議案第47号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 新地町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第9、議案第48号 新地町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 この介護保険料の期間の延長でありますけれども、令和5年の4月1日適用ということですが、半年延びるわけですけれども、この効果といたしますか、どのように予想しているのか。件数とか、それから税額的にどういうふうに予想しているのか、そのところをお伺いしたいと思います。

○遠藤 満議長 佐藤茂文健康福祉課長。

○佐藤茂文健康福祉課長 ただいまのご質問にお答えします。

介護保険料の新型コロナウイルス感染症の影響によってこの減免を適用している方につきましては、令和元年度で3名、令和2年度で2名の方が減免の適用を受けております。その後は減免の適用はございません。今回の納期限の延長ということで、改正前は3月31までだったのですが、3月に資格取得をする方や、もしくは所得などが変更になって保険料が変更になり、増額変更になった場合に納期限が4月1日以降に設定される方が対象となるものですが、前年度との所得の比較でこの減免が適用されますので、見込みとしては3年、4年と実績がないということで、見込みとしてはないのではないかと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 そのほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第48号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号 新地町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第10、議案第49号 菅ノ沢ため池災害復旧工事請負変更契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは討論を終わります。

これから議案第49号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 菅ノ沢ため池災害復旧工事請負変更契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第11、議案第50号 令和5年度新地町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 それでは、質問させていただきます。

全員協議会で全体的な説明がございましたが、本会議なので改めてご質問させていただきます。今回1億400万円の補正額であります。歳出でエネルギーセンターの修繕費が出ております。何かの部品を交換しますということでもありますけれども、全協の中で維持管理はエネルギーセンター、修理関係は町だという話もございました。このエネルギーセンター関連で、いわゆる商業施設の配管の漏水事故等々もございまして、かつて大変な状況がありました。その保守点検とか、いろんな形の事をやられたと思いますけれども、今後ともこの修繕費の状況というのですか、予測というのですか、保守点検あるいは更新、こういったことも含めてどういう状況なのか。例えば毎年何千万円単位でかかっていくのかどうなのか、この辺の見通しなどが分かればお聞かせをいただければと思います。

さらにこの修繕関係の関係で申しますと、いわゆるエネルギーセンターはフル稼働すればそれだけ修繕費も増してくるのだろうと、あるいはエネルギーセンターが何パーセントの割合で稼働すれば、それだけ維持管理費が減ってくるのかなと思っておりますが、それだとエネルギーセンターの収支問題も出ておりますので、やっぱり心配な問題もございまして。いわゆるお客様の関係で、今植物工場なんかも2社ほどあって、今企画サイドでいろいろやっておるやに伺っておりますが、最近新聞に報道されて、お客様の大きなあれであればホテルの問題で7,000万円の不正問題が出て、この7,000万

円を返すと会社が出ているように見えますけれども、聞くところによりますと町への使用料もどうもちよっと遅れぎみだやの話も伺っておりますが、その辺の情報はきちっと町とか、そういう方向に入っているのかどうなのか。今後のそういった全体的な推移なんかも含めて、ちょっとお聞かせをいただければと思います。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 ただいまのご質問ですが、2点あったかと思えます。お答えいたします。

まず1点目の修繕関係の今後の予測ということでありまして、今回の補正予算は5年が経過して発生してくる、そういった部品の交換とか点検とかという部分であります。各機器の交換周期表というものがあまして、毎年この部分、こういった部品ということである程度の予想はできております。今後、毎年最低でも今回補正予算を要求した一千四、五百万円くらい、こういった部分は必要になると考えてございます。

それと2点目の需要家の情報という部分だと思えますけれども、町でも需要家の情報、エネルギーセンターでもですけれども、新地スマートエナジー社としてもですけれども、需要家の情報の収集には注意をしております。今後もそういった情報収集に努めていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 エネルギーセンター云々かんぬんの話になりますと長くなりますので、基本的なスタンスだけお聞きをしておきたいと思えますけれども、修繕とかいろんな維持管理、この委託料なども町で支出をしておりますから、町の大きな課題にはなってくると思えますけれども、きちっと動いていくのか、ランニングコストがどうなっていくのかというのがやっぱり非常に町の経営的にも、予算的にもやっぱり重要な課題になってくるのだらうと思えます。実際需要家、今ざっくばらんに言うともう町中をかなりの話題で、そっちでもこっちでも聞かれる問題なのです。大丈夫だとなかなか言えないような問題なもので、推移を見守るとしか言えないのですけれども、今でさえ植物工場の事業者を一生懸命探しているときに、こちらずっと安定的に行けるのかという心配も出てきますので、この辺はしっかり情報収集をしながら、企業ともやり取りをしながらやっぱり今度の問題、町にきちっと謝罪とかいろんな形で来ているのかどうなのかを含めてしっかりとやってほしいと思えますが、この辺について再答弁をお願いします。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 今需要家の話題になっている情報ということでありまして、今のところ私のところにそういったことでの需要家からのお話はありますが、今後確認をしておきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 そのほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは討論を終わります。

これから議案第50号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 令和5年度新地町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第12、議案第51号 令和5年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは討論を終わります。

これから議案第51号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 令和5年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第13、議案第52号 令和5年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これ以て質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これ以て討論を終わります。

これから議案第52号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 令和5年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第14、議案第53号 令和5年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これ以て質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これ以て討論を終わります。

これから議案第53号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 令和5年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出

○遠藤 満議長 日程第15、閉会中の継続審査の申し出の件を議題とします。

総務文教常任委員会委員長から、令和4年陳情第6号 道路の拡張及び舗装工事に関する陳情書については、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。総務文教常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、令和4年陳情第6号 道路の拡張及び舗装工事に関する陳情書については、総務文教常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉会中の所管事務等調査の申し出

○遠藤 満議長 日程第16、閉会中の所管事務等調査の申し出の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の所管事務等の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長の挨拶

○遠藤 満議長 以上で、提案されました議案の全てが終了しました。

ここで町長に挨拶を求めます。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 令和5年第2回新地町議会定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとお忙しい中にもかかわらず、本定例会にご出席いただき、誠にありがとうございました。慎重にご審議の上、上程いたしました14件全ての議案等の議決をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

梅雨にも入り、暑さと湿度の高い日々などうっとうしい日々が続くと思われませんが、そして5類に移行したとはいえ、新型コロナウイルス感染症は大変でありますので、これに注意をしながら、ご健康にご留意され、議員活動にご精励いただきますよう心からお願い申し上げます。定例会閉会に当たってのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。6月9日から本日までの5日間にわたり、慎重にご審議をいただき、全議案を議決し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼を申し上げ

令和5年6月定例会

ます。

時節柄、皆様におかれましては健康に充分留意され、ご活躍されますことをご祈念いたしまして、閉会に当たっての御礼の挨拶といたします。

以上で令和5年第2回新地町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時23分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 月 日

議 長 遠 藤 満

署 名 議 員 藤 田 修

署 名 議 員 寺 島 博 文

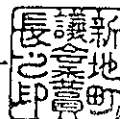
参 考 资 料



令和5年5月25日

新地町議会議長 遠藤 満 様

総務文教常任委員会委員長 水戸 洋一



所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

1. 調査月日及び調査事項

4月21日

○運動施設の利用状況及び中学校部活動の民間移行の取り組みについて

2. 調査経過

町長、副町長、教育総務課長及び関係職員の出席を求め、各調査事項の資料提出及び説明を受け審査を行った。

3. 調査結果

○運動施設の利用状況について

昨年発生した地震被害の復旧工事は終了したとの報告があった。現在は復旧工事の完了した施設から順次利用再開している。今までコロナ感染対策もあり利用制限を行ってきたが、これからは感染状況を判断しながら、数多くの町民が利用出来るよう環境整備を進めて欲しい。

陸上競技場について、サッカー利用者から芝生を整備して欲しいとの要望があるが、公認陸上競技場として整備し、相新体育大会等で利用しているので、他の競技での利用は現状で活用して欲しいとの回答であった。また、各施設の予約に関して、交流人口拡大の点からも予約規定を柔軟に運営して欲しいとの要望があった。他に、施設のネーミングライツを取り入れてはとの意見があった。

○中学校部活動の民間移行について

平成30年度に、学校や地域の実態に応じて、学校と地域が連携して部活動の環境整備を進めるとの中学校部活動改革のガイドラインが示された。その後、部活動は学校単位から地域単位で取り組むべきと変化しその目的は教職員の負担軽減や、地域で部活動に代わる質の高い活動の機会を確保できるなどの観点からである。

こういった流れから、令和5年度から3年間を「改革推進期間」とし、休日の部活動を地域移行への準備が進められている。文科系の部活動も運動部と同様に地域移行が見込まれている。学習指導要項に含まれる教育の一環であった部活動が学校以外で行われると、教育の一環として活動への参加の形も変化し、学校単位での部活動も大きく変化する。これまでとは異なる部活動に対して変化する事柄も多く、「保護者の費用が増える」、「人材の確保が困難」、「競技間の格差」、「都市部と地方

の格差」等、多くの課題が考えられる。中学校の部活動は、人間形成に大きな影響を及ぼす。健全育成の面からもスポーツ環境整備は重要と考える。

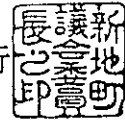
地域移行は少子化や教職員の負担軽減につながることから、推進にあたってはこれまで以上に関係機関と地域との連携を図り、地域移行に伴い発生する課題に取り組む必要がある。



令和5年5月25日

新地町議会議長 遠藤 満 様

産業厚生常任委員会委員長 八巻 秀行



所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

1. 調査月日及び調査事項

- 4月20日 ○農業振興の現状と課題について
(1) 米作・畑作の振興策
(2) 遊休農地の解消
(3) 後継者対策
(4) 特産品の維持・拡大
- 5月17日 ○空き家及び小川定住促進住宅の現状と課題について

2. 調査経過

町長、副町長、農林水産課長、都市計画課長及び関係職員の出席を求め、各調査事項の資料提出及び説明を受け審査を行った。

3. 調査結果

○農業振興の現状と課題について

令和4年度の経営所得安定対策等交付金実績報告によると、主食用米の生産数量目安は430ヘクタールであったが、実績は381ヘクタールであった。これは、飼料用米には補助があり有利なことから、令和3年度の151ヘクタールから4年度は233ヘクタールに拡大したためである。しかし、主食用米の振興を図るための種々の施策や正確な情報の伝達に努力されたい。

また、水田の転作を推奨しているが5年に1度の水張りをしないと補助対象にならないことは、制度として理解出来ないので、現場の声を国に強く要望すべきである。

さらに、B分類農地は農振農用地区域非農地であり、町全体で419筆、453,786㎡(田は73筆、67,097㎡、畑は346筆、386,689㎡)となっており、地目変更など遊休農地の解消に農家に寄り添った対応をされたい。

そして、特産品拡大については、農業者の高齢化に伴い企画振興課など関係団体と連携して応援されたい。

○空き家及び小川定住促進住宅の現状と課題について

新地町の空き家の現状と課題については、町内の空き家も全国と同様に増加傾向にある。空き家になる原因の大半は、直系子孫が町外へ流失し家を継ぐ者がいなくなることにある。その為これら子供の親の生活が途絶えた後に「空き家」が増えていく。新たな空き家を増やさないと、現状空き家になっている住宅への対策が必要になる。現在行っている空き家を活用する施策としては、

- ① 空き家バンクの利活用（現在まで3件の売却と2件の賃貸あり）
- ② 県のリフォーム補助（最大250万円）
- ③ 被相続人の居住用財産（空き家）売却の所得税の特例（3000万円まで特別控除）等

しかし、著しい破損等がある空き家でも、固定資産税の軽減措置の適用されていることや、解体費用が捻出できない等で解体できない状況がある。町としても問題のある空き家の解体を進めるためにも、助言及び指導を徹底する事や、特定空き家への認定も必要になる。また、今後は空き家の数が今まで以上のスピードで増えて行くことが予想されることから、町独自の新たな施策も考えていかななくてはならない。

小川定住促進・町営住宅の現状と課題については、建物は昭和59年建設され39年余りが経過している。建物の設備機器が非常に古くなっている事と、5階建てであるにもかかわらず、エレベーター等の昇降機が無い事から、町営住宅が56%、定住促進住宅29%と入居率が低下している。

現在の入居状況であれば、1棟を処分しても入居者を受け入れられる状況ではあるが、耐用年数70年という事を考えれば、今後町の資産として利活用するのか、維持管理費用の負担を考えれば処分すべきなのか、将来の入居予測や利活用するためのリノベーション等の費用、解体費用等を総合的に鑑み、今後の方向性を検討していかななくてはならない。